

令和4年第2回(3月)みなかみ町議会定例会会議録第2号

令和4年3月9日(水曜日)

議事日程 第2号

令和4年3月9日(水曜日) 午前9時開議

日程第 1 一般質問

- ◇ 阿部 清 君 . . . 1. ナラ枯れ被害と今後の対策
2. ドローン活用で新たな鳥獣害対策
 - ◇ 高橋久美子君 . . . 1. SDGs視点でのまちづくりを
 - ◇ 牧田直己 君 . . . 1. 二次交通に対する取り組み
2. 消防団員が迅速に消火活動を行うための取り組み
3. 高齢者が安心して住み続けられるための取り組み
4. コロナウイルス感染者に対する取り組み
 - ◇ 鈴木美香 君 . . . 1. 都市計画道路「真政悪戸線」の経緯と今後について
2. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の使い道
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	牧田直己君	2番	茂木法志君
3番	鈴木美香君	4番	阿部清君
5番	高橋視朗君	6番	窪田金嘉君
7番	本多公保君	8番	高橋久美子君
9番	森健治君	10番	鈴木初夫君
11番	石坂武君	12番	中島信義君
13番	阿部賢一君	14番	高橋市郎君
15番	久保秀雄君	17番	山田庄一君

欠席議員（1人）

16番 小野章一君

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	桑原孝治	書記	泉雪江
書記	山田直樹		

説明のため出席した者

町長	鬼頭春二君	副町長	宮崎育雄君
教育長	田村義和君	会計課長	原澤右文君
総務課長	杉木隆司君	総合戦略課長	林市治君
税務課長	佐藤富士夫君	町民福祉課長	中島修一君
子育て健康課長	上村真弓君	生活水道課長	金子喜一郎君
農林課長	原澤真治郎君	観光商工課長	高野明夫君
地域整備課長	林昇君	学校教育課長	高橋康之君
生涯学習課長	河合博市君	水上支所長	木村伸介君
新治支所長	原澤達也君		

開 会

議長（山田庄一君） おはようございます。ただいまの出席議員は16名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

開 議

議長（山田庄一君） これより本日の会議を開きます。
 本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおりであります。
 議事日程第2号により、議事を進めます。

日程第1 一般質問

通告順序3 4番 阿 部 清 1. ナラ枯れ被害と今後の対策
 2. ドローン活用で新たな鳥獣害対策

議長（山田庄一君） 日程第1、一般質問を行います。
 一般質問については、6名の議員より通告がありました。
 昨日、2名の方の質問が終了しておりますので、本日、4名の方の質問を順次許可いたします。
 初めに、4番阿部清君の質問を許可いたします。
 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4 番（阿部 清君） おはようございます。

4番阿部清。
 議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。
 近年、町の北部を中心に被害が拡大しているナラ枯れについて質問いたします。
 ナラ枯れは長い間、昆虫による虫害とされてきました。しかし、近年の研究により、ナラ枯れで樹木が枯れる直接の原因は菌類であること、及び病原菌であるラファエレア菌、通称ナラ菌をカシノナガキクイムシが運び、ナラ菌を増殖させることで樹木の水を吸い上げる機能を阻害して、通水障害を起こすことで枯死させる樹木の伝染病であることが明らかになりました。

ナラ枯れの確認できる最も古い被害は、1930年代の宮崎県、鹿児島県の被害で、その後、散発的に山形県、新潟県、福井県など日本海側を中心に被害が報告されています。この頃の被害は比較的短期間で終息することが多く、現在のように広域に拡大することはありませんでした。

被害が拡大するようになったのは1980年代以降であり、被害木は樹齢50年以上の大径木が多く、現在、被害が拡大している大きな要因としては、薪炭やキノコのほだ木利用の低下に伴うナラの木の大径木化が上げられ、老木となり、病害虫に対する抵抗力が低下したことが背景にあると言われていています。

当町では2010年、平成22年に湯楡曽区の土合で初めて被害が確認され、現在でも県内ではみなかみ町でのみ被害が継続しています。平成29年以降、被害が拡大し始め、令和2年、令和3年には急激に被害が拡大し、このまま被害が拡大すると、森林景観の悪化や木材資源の減少、また生態系への影響が懸念されます。

こうしたことから、これ以上の拡大を防がなくてはなりません。

町では県と連携した取組をしていますが、現在行っている対策をお伺いします。

議長（山田庄一君） 町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 阿部議員のご質問にお答えいたします。

ナラ枯れは、ナラ、シイ、カシなどのブナ科樹木が枯れる森林被害です。枯れる原因は、病原菌の蔓延によるものであり、その病原菌を媒介する昆虫によって次々と伝染していきます。先ほど阿部議員ご指摘のとおり、病原菌はラファエレア菌、通称ナラ菌と呼ばれていますが、糸状菌、これはカビの仲間で、カシノナガキクイムシ、通称カシナガという虫が媒介しています。カシナガの雌の背中には菌のうという菌を貯蔵する器官があり、この菌のうにナラ菌を入れて、被害木から健全木へと移ります。放置しても自然に被害は終息しないため、貴重な地域資源である広葉樹の保全という観点からも、被害拡大防止に努めることが非常に重要と考えております。

町としましても、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所とともに、また森林管理署、群馬県林業試験場等と連携してカシナガ防除対策事業を実施しているところでございます。

現在、町が主体となって取り組んでいる防除対策は、おとり丸太法と粘着シート法の2通りです。

令和3年度は、6月から町内5か所、水上支所裏、水上中学校テニスコート跡地、愛宕山公園、小仁田ストックヤード、高日向林道におとり丸太を設置いたしました。1か所当たり長さ2メートルのコナラ丸太を約20立米設置し、丸太から出る匂い成分と合成フェロモンを利用し、カシナガを大量誘引し、11月末に薫蒸処理し、粉碎後、バイオマス利用しております。

森林総合研究所と林業試験場による調査結果によりますと、5か所の穿入虫数は6万7,000頭余り、翌年、脱出すると推定されるカシナガ48万頭余りの脱出を防止したことになります。昨年の総穿入虫数は3万9,000頭余りと推定されており、昨年より多くのカシナガが誘引されています。

また、粘着シートにつきましては、令和3年7月に小仁田地内において、前年にフラスが出ているコナラ20本に粘着シートの粘着部を内側にして立木の幹に巻き付け、設置をしました。11月に粘着シートの回収並びに設置木の状況調査を行い、推定で3,400

頭余りの捕獲が確認をされました。前年の捕獲頭数は4,100頭余りでしたので、昨年度よりは少なかったとの報告でございます。

いずれにしましても、引き続き、国・県などの関係機関と連携を図りながら、早期発見、早期対策につながるよう情報共有を行い、貴重な広葉樹資源を守るべく取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（山田庄一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 現在、対策として、おとり丸太法また粘着シート法による捕獲を実施しているということですが、ナラ枯れは発生前の初期段階で防除を行うことが最も重要となります。カシのナガキクイムシ、ここからはカシナガと省略して呼びますが、カシナガは被害を受けた樹木から翌年の6月から7月頃に羽化し、新しい世代のカシナガの成虫が脱出して、健全なナラの木に移動します。したがって、前年に被害を受けた樹木から新たな個体が移動する前に処分することが、被害を減らすことになります。

被害の拡大を防ぐには、カシナガが羽化する5月頃までに被害木を伐採し、薬剤で薫蒸を行う伐倒駆除、または立木に穴を空けて薬剤を注入、薫蒸を行う立木薫蒸が最も有効な方法と考えられ、町で最初に被害が確認された平成22年の被害木は67本で、そのうち21本を伐倒駆除しました。その後の被害木の推移を見ますと、平成23年は69本、平成24年が36本、この年、初めて民有林の1本を立木薫蒸しました。平成25年は33本、平成26年は被害なしとなりましたが、平成27年は9本確認、全て立木薫蒸、平成28年は4本、うち3本を立木薫蒸しました。しかしながら、平成29年には160本の被害が確認されまして、以後、おとり丸太法、粘着シート法で取り組んでいますが、平成30年には345本、令和元年には275本、令和2年は850本以上、昨年、令和3年は1,600本以上と被害が拡大し、現在行っている取組での効果が出ていないように思います。やはり前年被害を受けた樹木から新たな個体が羽化する前の初期段階で処分する伐倒駆除や、または立木薫蒸が効果的だと思いますが、対策の考えをお伺いします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 前年の被害木からカシナガが羽化する前の対策は、大変有効だというふうに思っています。

対策としては、被害木に潜伏しているカシナガを殺虫して、ほかに飛び移らないようにするため、被害木を伐採、薫蒸や焼却するなどの作業が考えられますが、被害木の伐採処理は、カシナガの移動が終わる11月下旬から5月までの間に地際で伐るようにし、切り株を低くすることが重要とされています。

当町のナラ枯れ被害が発生している多くの地域は急峻で積雪の多い地域であり、非常に困難な作業が予想されます。そのため、被害木を伐採しない方法として、簡易的で容易な粘着シートによる防除方法が効率的と考えております。

来年度は粘着シートを100枚ほど用意して、効果的な対策ができないか検討中でございます。

議長（山田庄一君） 阿部君。

(4番 阿部 清君登壇)

- 4 番(阿部 清君) やはり一本一本駆除するとなると、費用もかさむことや、人的にも即応が難しいため、今の取組を行っていると思いますが、この今現在行っているおとり丸太法や粘着シート法にしてから、急激に被害が拡大していますので、対策方法の見直しも必要ではないかと思っておりますので、やはりカシナガが羽化する前の駆除をすることが効果的ですので、今後、対応を考えていただきたいと思います。

今、県と連携した取組でナラ枯れの発生予測の調査をしていますが、羽化して脱出したカシナガをトラップを用いて捕獲、定期的に回収して、発生時の温度関係の調査を実施していますが、ナラ枯れ被害を受ける年の特徴に気象条件の影響もあると考えられています。その年の気温や降水量によって変化すると思われ、高温少雨の年は被害が多く、逆に低温短雨の年は被害が少ない傾向にあると言われております。

現在行っている調査から、気温や雨量などの気象条件によってカシナガの発生に影響が出ているのかお伺いします。

議長(山田庄一君) 町長。

- 町長(鬼頭春二君) カシナガの生態については不明な点も多くて、適切な防除対策を講じられるよう、令和3年度は群馬県の林業試験場において、モニタリング調査と発生消長調査が実施されました。

今後も発生消長調査等のデータから、気温と発生状況の相関関係が明らかになることを期待しておりまして、引き続き、森林総合研究所や林業試験場等の研究機関の協力を得ながら、効果的な防除対策に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長(山田庄一君) 阿部君。

(4番 阿部 清君登壇)

- 4 番(阿部 清君) 気象条件でいえば、冬期間の気温が低い場合、材内でカシナガが死ぬ傾向にあるとも言われています。そのようなことで、今年のような大雪の寒い年はカシナガが少なくなることを期待したいと思います。

ナラ枯れにより枯れた樹木は、放置すると、3年から5年で枝が折れ落下し、10年経過すると約50%が幹折れすると報告されており、2次災害につながるおそれもあります。道路や住宅に面している場合、放置すれば、倒木により民家に被害が及んだり、道路などでは交通障害を招いたりするおそれもあります。

現在、水上地区の道路沿いや上越線の沿線での被害も確認でき、重大事故につながるおそれもあります。生活環境周辺における被害樹木の処理についてお伺いします。

議長(山田庄一君) 町長。

- 町長(鬼頭春二君) 昨年、谷川温泉入り口の町有地に被害木がありましたので、所有者である町が伐採業者に委託し、1か所伐採処理を行いました。

現在は所有者に被害木の処理をお願いしておるところですけれども、枯れた木は翌年ナラ菌が蔓延し、ボロボロに腐り、近くにある家屋や道路の危険木となるおそれがありますので、今後、被害木が生活環境周辺に拡大するようであれば、何かしらの対策を検討していく必要があるというふうに考えております。

議長（山田庄一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 昨年、谷川温泉で1か所伐採して駆除したそうですが、やはり個人で伐採して処理しろというのなかなか難しいと思います。生活環境周辺で被害が確認されたら、カシナガが羽化する前に伐採することによって駆除にもなりますので、早めの対応をお願いしたいと思います。

また、町内の自伐型林業の団体も現在増えていますので、今後そういった団体の協力もいただきながら伐採を進めていただければと思いますので、よろしくお願いします。

町内のナラ枯れの急拡大により、夏でも山林の樹木の葉が赤茶色に変色して、山々の景観を損ねたりする懸念があります。

また、山林での枯死が集中すると、土砂崩れなどの災害を誘発する可能性もあります。

現在、町内の山林でも枯死が集中している場所も確認できます。そのような場所の今後の対応についてお伺いします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） ナラ枯れが森林全体に広がると、災害防止など森林が有する公益的機能が低下し、災害の危険が増える可能性もあります。

令和3年度群馬県警察航空隊の協力により、防災ヘリによるヘリテレ映像で被害状況を正確に把握し、適切な被害拡大防止対策を進めております。

また、国有林、民有林を問わずナラ枯れ被害が確認されておりますので、林野庁等々、関係機関と情報共有することで、山地の地形とナラ枯れ被害エリアを把握しながら、災害に対して対策をどう講じていくか、関係者が一体となって検討していくことが重要かというふうを考えております。

議長（山田庄一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 現在、県と被害防止対策を行っているということですが、山林ということで傾斜地も多く、その場に行くのも大変な箇所もあり、難しい問題ですが、今後も県とそういった場所の確認作業も進めていただき、対応をお願いしたいと思います。

町内の山林に広く分布するミズナラやコナラは、野生動物の生息、育成の場として一定の機能を果たしており、里山や広葉樹林の植生が大きく変化する可能性があります。また、森林動態や生物多様性への影響も考えられます。

ナラの実、ドングリを好む動物は、リス、ノウサギ、ノネズミ、キツネや特別天然記念物のニホンカモシカなど、多くの野生動物が挙げられます。中でもツキノワグマが冬籠もりのために頼りにするのがドングリです。ナラ枯れでドングリなどの山の実がなくなること、ツキノワグマが里に下りてきて作物を荒らしたり、場合によっては、人への危害を生じるおそれも予想されます。

ナラ枯れ被害拡大による野生動物への影響についてお伺いします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） ナラ枯れ被害による生物多様性への影響については、ユネスコエコパークの

町として重要なポイントでありまして、日本自然保護協会等、関係機関との情報交換を行っております。

日本自然保護協会によりますと、ミズナラの大径木に影響が大きいことから、ミズナラの実を重要な餌資源とするツキノワグマへの悪影響が懸念され、被害を小さく抑える一定の努力が必要とのことでした。

ただ、ツキノワグマの人里への出没については、誘引物の存在、ブナ等も含んだ豊凶状況等の複合的な要因によるもので、現状のナラ枯れ被害がツキノワグマの人里への出没に大きく影響しているとは考えにくく、他の野生動物、生物多様性についても同様に、大きな悪影響になっているとは考えにくいとの状況とのご意見をいただいております。

引き続き、関係機関との情報交換に努めてまいりたいと思います。

また、一般に、ナラ枯れ被害はカシナガの繁殖に適した大径木に多く、被害木の胸高直径は最も小さいもので20センチメートルで、直径の大きな個体が被害に遭っていることが分かっています。カシナガに穿入される前に大径木を択伐し、萌芽更新による森林の若返りを図ることで、被害を未然に防ぐ効果や広葉樹の有効活用が期待できますので、みなかみ町森林活用協議会に所属する団体等によるナラ枯れに備えた里山整備、森林整備の推進を図ってまいりたいと考えております。

議長（山田庄一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 野生動物には大きな影響は出ていないというふうなことです。ナラ枯れで木が枯れることにより、動物だけでなく、昆虫や爬虫類、また水資源などにより魚類にも影響を与え、それにより私たち人間の環境にも悪影響をもたらしますので、森林生態の調査も重要になりますので、今後行っていただければと思います。

ナラ枯れ被害の拡大とカシナガの移動可能範囲には密接な関係があると推測されます。

みなかみ町に隣接する新潟県湯沢町では、2004年、平成16年から大きなナラ枯れ被害が発生しました。新潟県と群馬県境には標高1,500メートル以上の谷川連峰が存在するものの、湯沢町とみなかみ町の最初のカシナガによる被害場所、土合は、直線距離にして10キロほどであり、以前、担当課の説明では、新潟県から送電線を使って移動してきた可能性があるという説明を受けました。

カシナガの飛行能力を測定したデータがあります。昆虫の飛行行動のデータ収集を行うフライトミルを利用した室内実験では、この装置によって、最大25キロ以上飛行する個体が存在することが分かりました。飛行距離に関しては個体によりばらつきがあるようですが、カシナガが数キロは飛べることから、段階的にみなかみ町に飛行して、自然移動してきた説が考えられます。

また、カシナガの遺伝解析に基づく結果も報告されています。

群馬県と近隣の6県、近隣6県とは、新潟県、福島県、長野県、それら3県に隣接する山形県、静岡県、岐阜県の計6県のカシナガの試料を採取した遺伝構造解析の結果、みなかみの個体は新潟県や福島県と同じ日本海型の北東タイプに属していると報告されています。

さらに、研究で用いた遺伝解析の結果、みなかみ個体は、新潟県、福島県、山形県の個体群とともに静岡県北東に広がるタイプに属することが明らかになりました。

これらのことから、太平洋型と日本海型の南西タイプのカシナガが移入したのではないかと見られ、したがって、みなかみ町のカシナガは近隣県から自然移入した個体群でないことが示唆されます。

この解析で、みなかみ町と新潟県の個体群間の遺伝的分化が見られなかったことから、みなかみ町の個体群は在来種の可能性もあり、最初にナラ枯れ被害が報告された平成22年以前から恐らく在来のカシナガが生息していたと思われます。以前は個体数の密度が低かったために、被害が起きなかったことと考えられ、個体数が高まった要因については、みなかみ地区が多雪地帯であることを考慮すると、要因の一つに気象が考えられ、温暖化により冬期間のカシナガの生存率が下がらず、成虫になる個体が増え、こうしたことから、以前からみなかみ町に生息していたと思われる説もありますが、町内のカシナガは近隣県から来たものなのか、以前から生息していたものなのか、2つの説があるようですが、町ではどのように認識しているのかお伺いします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 平成22年8月にみなかみ町の湯楡曾でミズナラの枯損木が確認され、森林総合研究所に鑑定を依頼した結果、県内初めてのナラ枯れ被害が確認されました。

ナラ枯れを媒介するカシナガは在来の昆虫であり、かつてより県内各地に低密度ではありますが生息をしています。カシナガの移動距離はおおむね二、三キロと言われておりますけれども、風に乗ると9キロも移動するという記録もあり、送電線を伝わっての移動や、強風に乗って新潟県から移動してきたか、現時点では詳細はまだ分かっておりません。

議長（山田庄一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 現時点ではどこから来たか分かっていないということですが、どちらの説が正しいのか分かりませんが、遺伝解析で調べた個体がたまたま在来種のものであって、中には新潟県から入ってきたものもいるかもしれませんので、2つのカシナガが生息している可能性も考えられます。この説については、今後、さらなる研究で明らかになると思いますが、いずれにしても、今後、個体数が減ることを期待したいと思います。

新潟県のホームページによりますと、ナラ枯れは、4年から5年ほど激害が続いた後に、急速にその地域での被害は終息すると書かれ、マツクイムシ被害とは異なり、被害を受けたナラの木全てが枯死してしまうわけではないので、冷静な対応をお願いしますと書かれています。しかしながら、みなかみ町は広大な面積を抱えており、現在、町の北部に集中している被害が終息しても、今後、南西部に拡大していくおそれもあります。現在、県内ではみなかみ町のみ被害でありますので、ここで食い止めることが町の責任でもあります。

ナラ枯れについては、ほとんどの住民が認識していません。今後、まだ被害が確認されていない場所での早期の発見により、被害拡大防止になりますので、今後多くの住民への周知を図ることをお願いしまして、次の質問に移ります。

次に、鳥獣害対策についての取組について質問いたします。

鳥獣害対策は、近年、急速に社会問題化し、当町においても農作物等の被害が拡大しています。その原因として、野生動物の異常な繁殖と行動範囲の拡大により、野生動物と人間の生活圏での区別がなくなり、鳥獣害対策は深刻化しています。

そのため、町ではこの問題に十分対応できるよう、有害鳥獣害対策費として多額の予算を計上し対策に当たっています。

鳥獣害対策は、大きく分けると2つの対策に分けられます。捕獲に関する対策と、被害防止に関する対策になると思いますが、現在行っている対策をお伺いします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 現在の捕獲対策としては、有害鳥獣捕獲許可による捕獲と、猟期による狩猟捕獲を合わせて有害鳥獣の捕獲を行っております。

捕獲奨励金交付事業や狩猟者の育成を図るため、令和3年度から、新規に狩猟免許を取得し有害鳥獣捕獲活動に協力していただける方に対して、上限10万円の免許取得経費の補助を行っております。

また、継続事業として、狩猟者の負担軽減のため、狩猟登録経費の補助を行い、狩猟者数の維持を図る対策を行っております。

また、農地等の被害防止対策としては、直接的な侵入被害を防ぐため、県単の補助事業を活用した電気柵や金網柵による侵入防止柵設置事業を行っております。

また、地域での追い払い活動を補助するため、動物用駆逐煙火使用免許の取得補助や花火等の追い払い資材の支給を行い、地域で追い払い活動を行えるよう対策を行っております。

それから、今年度、ニホンザルの大型捕獲檻を3基設置し、現在、群れ単位での捕獲を目指して試験を行っているところでございます。

議長（山田庄一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 捕獲に対しては、猟友会の協力の下、狩猟による捕獲をしているということで、今後も引き続き強化をお願いしたいと思います。

また、被害防止として、侵入防止柵の整備や、また追い払いをしているということで、これも期待したいと思います。

また、新たな対策として、猿の大型捕獲檻の導入を開始したとのことですので、今後、猿の捕獲数が増えることを期待したいと思います。

近年、イノシシ、鹿による被害が深刻な問題となっています。こういった被害は農林業に被害をもたらすだけでなく、人的被害や生活環境への悪化といった被害が深刻化するとともに、森林破壊や生態系への影響も問題となります。イノシシは繁殖力が高く、平均、四、五頭の子供を産みます。鹿も繁殖力が旺盛で、4年で約2倍に増加すると言われ、一夫多妻のため、雄の個体が減少しても繁殖力が衰えないと言われています。

町内でも、イノシシや鹿による農作物等の被害や、樹木の剥皮被害や、希少植物の食害や踏み荒らしが深刻化しています。

今後は捕獲を強化する対策と同時に、人への被害防除や生息域調査など、科学的調査に基づき計画的な対策を進めるべきだと思いますが、考えをお伺いします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 本年中は、イノシシや豚熱の蔓延により出沒数や捕獲数は少なくなっており、イノシシによる被害は一時的とは思いますが減少しております。これは、山の稔りの豊凶具合などの様々な事象の影響によると思われるのですが、イノシシだけでなく、ツキノワグマの出沒頻度も食料となる堅果類の豊凶により大きく左右されます。

このツキノワグマの人身被害対策ですが、現状では、人家付近に複数回出沒する個体につきましては、誘引の原因となるものがあれば除去をお願いするほか、檻による早期捕獲を基本的な対策としております。

近年、特にニホンジカは生息域を急速に広げていると思われ、過去に目撃や被害のなかった地域にも出沒をしております。今まで被害のなかった地域では、対策が遅れていることもあり、被害が増加をしております。

ニホンジカの捕獲は、積雪の状況にも左右されますが、狩猟によるものが多くなっており、有害捕獲を上回っております。現在の有害捕獲は、くくりわなや箱わなを中心に行っているところですが、新たな捕獲方法などの確立や、生態や生息域に応じたすみ分けを行うためにも、科学的調査等は重要な要素だというふうに思われますが、専門的な知識が必要で、町単独で行うにはハードルが高いという認識でおります。

そこで、現在、日本自然保護協会が定点カメラやGPSを活用して、ニホンジカの生息域調査や、季節による行動パターン調査を進めているところで、町も協力体制を構築しているところで、出沒及び捕獲地点の情報提供、捕獲活動などに協力し、生息データなどの分析結果について情報をいただき、相互協力の下、効率的な捕獲対策の推進につなげていきたいというふうに考えております。

人への被害防除ですが、野生鳥獣が人里に慣れてきている様子がかええます。人里で餌を得られた個体は、山深くまでは戻らない傾向があるというふうに言われています。このような個体は、状況にもよりますが、許可による捕獲を行っております。

鳥獣が人里に出沒しなければ、人への被害は起きなくなると思われます。先にも述べましたが、山に食べ物があれば、鳥獣の人里への出沒は減少します。山が潤沢な状況を保てればよいですが、自然が相手であります。山の豊作、凶作は年によって大きく変動しますし、野生鳥獣も移動するため、簡単にできることではないというふうに思っております。

当面、町では捕獲の圧力を高めて、人里への出沒個体を減少させ、鳥獣とのすみ分けができるように対策を継続していきたいと考えております。

議長（山田庄一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 人への被害をなくすには、野生動物の隠れ場所をなくすことも効果的と言われています。田畑周辺の伐採や、また下草刈りを行うことで茂みがなくなり、野生動物が警戒心をあおることになりますので、そういった草刈り等をまた徹底するよう指導していただければと思います。

また、人里に来させないためには、餌をなくすことも重要となりますね。収穫の残渣をなくすことや、収穫しなくなった果実、特に柿の実などをなくすことも重要になります。そういったことから、なかなか伐採してもらえないと思うんですけども、不要な柿なんかは本当に切っただけだと思います。

また、生息調査なども行っているようですので、引き続き、調査をお願いしたいと思います。

鳥獣害対策をより効果的、効率的に行うために、近年、ドローンが利用されています。ドローンを使うことで鳥獣の追い払いや生息状況を把握することも可能となり、ドローンで野生動物に接近して飛行するだけでも、音によって警戒心を抱きます。さらに、サーチライトや超音波、音響装置を搭載することで、威嚇効果を高めることも可能になります。

鳥獣害対策においては、野生動物の動きをリサーチすることが基本となります。これまでは固定カメラや発信機により動物の動きを監視してきましたが、この仕事をドローンが行い、自動追跡システムによって、野生動物を追いかけて撮影することが可能となり、ドローンと赤外線カメラを使って、生息域の調査や危険な場所や夜間の調査を安全かつ効率的に進めることができ、さらに動画や写真撮影だけでなく、これらのデータを使って生息域をマッピングしたり、個体数を把握したりと、様々な情報を収集することができるようになります。既に実証実験も行われており、猿や鹿の追い払いに成功しているそうです。

今後、ドローンを活用することで、より効果的な追い払いができ、鳥獣害対策としてドローンの活用は広まっていくと思いますが、考えをお伺いします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） ドローンを活用した鳥獣の追い払いや生息調査については、最新の方法でありまして、町では現在のところ導入には至っておりませんが、関連法整備の状況や操作性、機能性、安全性についての状況、また山林や里山が多い当町の地形で活躍できる形態かどうか、現状の対策より効果的で優位性があるかなどの様々な関連状況を考慮し、取り入れられる部分については導入を行っていきたいというふうに考えております。

議長（山田庄一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 取り入れられるものがあれば導入していくというようなお話ですが、ドローンを活用する鳥獣害対策で重要なことは、ドローンを操作、操縦する人材の確保です。町では、ドローンを安全に飛行させるための知識や操縦技術を養成する楽天ドローンアカデミーの開校など、新たな展開を行っており、今後、地域の先駆けとして、ドローンによる鳥獣害対策を進めることを大いに期待したいと思います。

本日質問した内容については、温暖化による生態系の乱れから、野生生物に深刻な影響を与えているのが原因です。今後はユネスコエコパークのまちとして、自然環境の保護を図りつつ、生物多様性が保全されることが重要です。また、鳥獣害対策では、高齢化を背景とする捕獲の担い手確保や、捕獲した鳥獣の処理施設建設など多くの課題が山積みであります。今後、迅速に進めることを期待しまして、質問を終わりにします。

議長（山田庄一君） これにて、4番阿部清君の質問を終わります。

通告順序4 8番 高橋久美子 1. SDGs視点でのまちづくりを

議長（山田庄一君） 次に、8番高橋久美子君の質問を許可いたします。

高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） おはようございます。

8番高橋久美子、議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

SDGsの視点でのまちづくりをとの質問をいたします。

当町は2019年に国からSDGs未来都市に選定され、本年で3年目となります。ユネスコエコパーク立ち位置そのものを生かしながら、経済、社会、環境のバランスを取りながら、持続可能なまちづくりをしていくことだと思います。ここから新たな価値や連携を生み出すことにより、人口減少や地域経済の縮小の課題解決に期待が込められているところだと思います。

SDGsは17の目標、ゴールは示されていますが、目標達成への取組方は定めておらず、国や自治体、企業そして私たち一人一人に委ねられています。だからこそ、SDGsの理念と町の施策の統合性の反復作業が求められると思います。大変な作業とは思いますが、確実にその一つ一つの積み重ねで、みなかみ町に住んでよかった、みなかみ町に行ってみたいねに変わる希望の種だと思います。

SDGsの17のゴールに向かってスタートした当町として、内外により具体的に見える形で、それぞれのゴールを落とし込んでいくことが大事だと思います。

SDGsのゴール5の「ジェンダー平等を実現しよう」、ゴール10の「人や国の不平等をなくそう」、ゴール16の「平和と公正をすべての人に」に共通しているのが、人権に関わることです。この4月1日から中小事業主においても、パワーハラスメントの雇用管理上の措置義務も義務化されます。

2019年に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律が成立し、職場におけるパワーハラスメント防止対策が事業主に義務づけられました。あわせて、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの規定も一部改正され、ハラスメントを相談したこと等を理由とする不利益扱いの禁止など防止対策の強化が図られました。

このような背景には、厚生労働省が実施した職場のハラスメントに関する実態調査によると、過去3年以内にパワーハラスメントを受けたことがあると回答した人は31.4%、また、都道府県労働局の調査では、パワーハラスメントの相談件数は1万8,000件、いじめ、嫌がらせの相談件数は約8万件、この問題への対策が喫緊の課題となっているとのことです。

そこで、お聞きします。まず、町民の模範となるべき役場のハラスメント防止の取組を

お答えください。

議長（山田庄一君） 町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 高橋議員のご質問にお答えをいたします。

みなかみ町は、平成31年3月に職場におけるハラスメントの防止等に関する要綱を制定しております。その後、令和2年4月に、国においてパワーハラスメントの防止等についての人事院規則が制定され、妊娠、出産、育児または介護に関するハラスメントの防止等についての人事院規則の一部改正、セクシャルハラスメントの防止等についての人事院規則の一部改正が行われました。そのため、国家公務員との権衡を保つ観点から、令和2年9月に同要綱の一部改正を行い、併せて指針を策定し、10月から施行しているところでございます。

要綱については、国に準じて、その都度、必要に応じて改正を行い、アップデートを行うように努めております。職員は、誰でも簡単にウェブ上で要綱を確認できます。この要綱・指針については、その都度、課長会議等を通じて職員に周知を行っております。

研修につきましては、みなかみ町職員の独自研修として、主にメンタルヘルスに関して研修テーマとして実施をしております。外部講師を依頼し、みなかみ町の主催で行っております。その研修の中で、関連して各種ハラスメントについて学ぶこともあります。

また、職員に対して、群馬県市町村総合事務組合が実施する各種ハラスメント研修の情報を提供して、参加を促すなどしております。

町独自研修については、平成23年度からの約10年間では、メンタルヘルス研修については5日開催し、ハラスメント研修を1日開催しております。1日の開催において、2回の研修の機会を確保しております。対象職員を一般職員と管理職員などに分けて実施を行う場合や、研修時間を午前の部、午後の部に分けて、都合のつく時間帯への参加を促すなどの工夫を行い、実施をしております。1回の研修で25名から35名程度が受講できるようにしております。

直近の研修状況ですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年、3年度においては実施することができませんでした。令和2年2月の研修では、47名が受講し、平成31年3月の研修では、69名が受講をしていただきました。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） ただいまお答えいただきましたけれども、主な研修の方法としては、外部講師を招いてということとされているということですし、また要綱として徹底をされているということです。

それで、お聞きしますけれども、この職員の方がパワハラに遭われたときの相談窓口というのはどのようになっていますでしょうか。

それから、また職員の方がパワハラを受けたときに人事委員会とか公平委員会への相談が可能のこととか、そういうことへの周知というのはどのようになっていますでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 職員がそういったパワハラを受けたとか、そういう相談の窓口は総務課が窓口になって、相談を受けられるように体制は取っております。

議 長（山田庄一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 特に公平委員会にパワハラを受けたからとか、そういう相談の窓口等は設けておりません。ですから、まずは総務課に相談していただいて、総務課のそこだけ、窓口だけでは十分答えが出ないということになれば、いろんなところに、役場からもいろいろ顧問弁護士もいますし、そういったところへ相談をかけてもらうとか、いろんな方法を職員に伝えていきたいというふうに思っております。

議 長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8 番（高橋久美子君） ただいまお答えいただきましたけれども、相談窓口、まず、ともかく職員の方に徹底をするということが大事なのかなということを思います。まず、相談窓口があるんだよというところもきちんとやっぱり職員の方に徹底が必要だと思いますし、また、受けたときにそういう人事委員会とか公平委員会に相談することがまず可能なんだよという、そここのところの認識というか、その辺のところを周知徹底すること、また、相談したこと等を理由に解雇、その他の不利益扱いをされないということの周知の啓発、徹底ということが大事になってくるのかなと思います。

先ほどやっぱり町長がお答えいただいたように、今、大体、職員研修のところでも69名とか、25名から30名ということで、全職員の方がなかなか、そここのところを研修に参加して、今の状況、パワハラに対するこの環境とか、そういうことを細かくなかなか勉強というか研修というか、全員に行き届くということがまだちょっと必要なのかなということを感じるわけです。

また、講師を招いて研修などをしていただいているようですけれども、まず当町としての要綱ですか、そこを基にして講師の方に研修をしていただくということも有効ではないかと思います。まず、自分の勤めているところの要綱とかがどうなっているか、そしてまた、どのように運用されていくかということをもまずは知っていくことが大事だと思いますが、そこにつまましての町長の見解をお伺いいたします。

議 長（山田庄一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） やっぱりそうだと思うんですね。要綱とか内部規定がどういうふうになっているかと、そこをまず職員に知ってもらうのが一番先だと思うんですね。やっぱりその都度、職員に対して周知は行っているわけですがけれども、職員の理解を深めるためには、その中身について学ぶ機会の場合として、研修会の開催とかは今後考えていきたいというふうに思っております。

また、ハラスメント研修は、職員が求める働きやすい職場を醸成していくために必要不可欠な研修だというふうに思っています。今後も継続した研修を実施して、職員のハラスメントに対してより一層の理解を深めていきたいというふうに考えております。

議 長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8 番（高橋久美子君） パワハラは人権侵害行為です。職員の方には、より高い人権意識が求められます。措置を講じて、全職員が知らなければ意味がありません。そういうことで、重ねて周知、啓発というところで念願するものでございます。

そして、また町民のリーダー的立場の自治体職員のハラスメントをなくしていくことは、人権が尊重され、住みやすい地域社会を実現するためにも重要な課題です。それと同時に、町民の中にもハラスメントで悩み、苦しんでいる人も少なくないと思います。法律で義務化されても、どこに相談したらいいのだろうか、または相談したことで余計にハラスメントがきつくなるのではないかなど不安を抱えています。そのようなときに、寄り添った対応が必要かと思いますが、今、町では町民の方にどのような取組をされていますでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 町民の方がハラスメントに対する相談を受けるような体制をどういうふうにとっているかと、そういうことでよろしいですか。

町では、今、心配ごと相談を毎月1回実施しております。民生委員、人権擁護委員、行政相談員各1名ずつ、計3名の相談員が相談に当たっています。

ハラスメント等の人権に関する相談は、法務大臣から委嘱された8人の人権擁護委員が相談に当たります。

また、そのほかにも、月1回、群馬弁護士会に依頼し、法律相談も行っております。これも無料で行っております。

実施場所は、心配ごと相談、法律相談とも保健福祉センター、社協水上支所、福祉センターのぞみ館の3会場となっています。毎月の広報みなかみに日程と会場を掲載しまして、ご利用をいただくように進めております。

さらに、法務局において、ハラスメント等の人権についての電話相談、これは、みんなの人権110番ということで通話料無料で受け付けておりますので、そちらもご利用していただければと思います。

この実績なんですけれども、心配ごと相談が、令和2年度で7件ございます。法律相談は、令和2年度は23件ございました。何か困っている方がいれば、ぜひこういった相談窓口を使ってご相談していただければというふうに思っています。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8 番（高橋久美子君） ただいまのお答えしていただきましたけれども、具体的には、やっぱり社協で行っている相談窓口と、また電話による相談とか、いろいろ具体的な相談窓口の周知や啓発セミナーなどのそういう開催というところの手法で今されていると思うんですけれども、その心配ごと相談とかに関しても、より人権に強い弁護士、弁護士の方の中にも人権に強い弁護士さんとかいらっしゃると思いますので、よりそういう専門家による相談日を設けていただく、またそれを明確に町民の方に周知をしていただく。そういう体制を整えたとしても、やはり周知のところで行き渡っていないというのが今の現状ではないでしょうか。

それで、あともう一つは、やはり身近なところであるのが、ホームページにアクセスして、みなかみ町の今そういうハラスメントに対する相談体制はどうなっているのかなというときに、よくやっぱりホームページとかも活用されるかと思うんですね。そのときに、群馬労働局や沼田労働基準監督署などにリンクできるような、そういうシステムというのも大事ではないかと思います。デリケートな問題だけに、独り悩み、苦しんでいる方々に寄り添うことは、まさにSDGsの誰一人取り残さないとの目標に合致するものと考えます。

悩んだときの相談窓口体制を整えていただくことは喫緊の課題だと考えます。町長の見解をお聞かせください。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 今まで町のホームページも、町から情報を伝達するとき一方通行だったんですけれども、今度、町民の方がいろんな問合せもホームページ上でしていただけるシステムに変えました。ですから、こういうことに困っているんだけど、どうしたらいいでしょうかみたいな問合せをしていただければ、それはこういうふうに対応していただければできますよと、そういうキャッチボールができるようにホームページを変えていますので、ぜひそういったところで具体的な話があれば問合せをしていただければ、具体的な回答ができると思いますので、ぜひそういうのを今後は利用していただければというふうに思っています。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） そうしますと、確認ですと、そのホームページ上で町民の方の悩み事のキャッチボールができるという認識でよろしいんですね。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） まだ運用を始めたばかりなので、個別の相談はまだやっていないということなんで、こういう制度がありますかとか、そういう相談でしたら、それは十分答えられると思いますので。個別の相談については、やっぱり担当課に直接電話して、こういうことで困っているんだけど、どうしたらいいでしょうねという個別の相談をしていただければ、担当課では、これはこういう相談窓口がありますからとか、それはいろんなご紹介はできると思いますので。まずは担当課に、本当に個別な問題で困っているとすれば、まずは担当課にご相談してもらおうのが一番かなというふうに思います。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） そうしましたら、その件に関しても、しっかりまた町民の方に周知徹底をお願いいたします。

ハラスメント根絶に向けて、パンフレットやポスター、研修、講習会などいろいろな啓発の機会を繰り返し、繰り返し取り組んでいただくことが、町民の心優しさや、困った人に寄り添う環境づくりにつながっていくと思います。

次に、性的少数者のLGBTQの問題で質問させていただきます。

多様性を尊重することが大切ですが、ともすると、ハラスメントの対象になってしまったり、心ない言葉で嫌な思いをすることがあると思います。基本的には性の多様性についての啓発の取組が必要かと思います。町としてどのような取組をされていますか。

また、LGBTQなどのパートナー制度ですが、県内では、県と、ほか4市町が導入しています。当町の見解をお聞かせください。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 戸籍上の性別の変更は、平成15年に性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律が制定されまして、翌年より要件を満たした上で、家庭裁判所の審判を経て、戸籍上の性別変更が可能となりました。

一方で、現在、日本では法律上、同性婚は認められておりません。その中で、法的な効力は弱いものの、二人の関係を家族と認める同性パートナーシップ制度が全国に広がっております。令和4年2月時点で導入している自治体は、全国で165の自治体、県内では群馬県のほか4市町、渋川市、安中市、千代田町、大泉町が導入をしております。

ぐんまパートナーシップ宣誓制度では、性的マイノリティである者が、互いの人生において、互いに協力して継続して生活を共にすることを約束したことを宣誓し、宣誓書を県に提出、県から受領カード等を交付する制度であります。戸籍や住民票の記載が変わるものではありませんが、カードの提示によりまして、公営住宅の入居申込みや、登録された医療機関での家族同様の面会等の際に利用ができるようになっております。今までに県内で19組の方が制度を利用されているというふうになっております。

当町、みなかみ町における取組といたしましては、印鑑証明書や選挙の入場券には性別の記載はしておりません。また、選挙時にはプライバシーガード、町民の方が選挙に来たときに、どうしても事務方が書類を並べて準備をするわけですけれども、選挙に来た方に見えないようにするプライバシーガードというのがあるんですけれども、それを使って町民の方からは見えないような、そういう配慮をして行っていることがあります。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） ちょっとまた確認なんですけれども、そうしますと、そのパートナー制度に関して、うちの町としては、今、どのような見解になっていますでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 特に町としてやっているわけではないんですけれども、群馬県でそういった制度を設けていますので、群馬県の制度にのっとってもらってやってもらうのがいいのかなというふうに考えております。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） あわせて確認ですけれども、うちの町としても、その辺は積極的に取り組んでいくという、そういう認識でよろしいでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） そういうことです。特にいろんな先進な取組がありますから、それらを参考

にして、町もそういった方向で取り組んでいきたいということでございます。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） 多様な性を尊重し、その人がその人らしく輝いて生活できる環境を整えることは、非常に大事だと思います。また、いろいろな意味で当事者に寄り添った対応を望むものです。

次に、外国人にも住みやすいまちについての質問です。

SDGs 未来都市に選定されたまちとしては、外国人にとっても住みやすい、訪れやすいまちづくりは大切な視点だと考えます。現在、コロナ禍で入国制限されており、大変厳しい観光業界ですが、今後、コロナ禍も収束の方向に向かうときに必ず来ることを信じております。そのときに備え、観光のまちでもある当町には、たくさんの外国人を迎え入れることは、観光を主な仕事にしている方々にとってとても重要なことと考えます。

今、具体的に現在、みなかみ町に住民登録されている外国人の方は何名でしょうか。お答えください。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 外国人の方は291人いらっしゃいます。国別に言いますと、ネパールが79人、ベトナムが54人、フィリピンが26人、中国が25人、オーストリアが14人、タイが10人、合計で291人です。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） 今、お答えいただきましたけれども、291名の方が住民登録をされているということでございます。

まず、行政情報の提供についてですが、今お聞きしただけでもかなり多国籍の方がいらっしゃるわけですが、言葉が通じない、通じづらい外国人の方に対して、窓口対応や広報紙、また文章などでの行政情報の提供方法はどうなっていますでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 答弁する前に、先ほど国別のところで、オーストリアと言ったんですけれども、オーストラリアです。

窓口に見える外国人は、現在、雇用主や知人が付き添い、手続の補助をしてくれることが多いんですけども、ほとんどが支障なく手続を済まされております。中には独りで来られる方もいますが、職員が英語で対応したり、音声翻訳機、ポケトークというのがあるらしいんですけども、それを利用してやり取りを行い、今のところ大きな問題は生じておりません。

また、マイナンバーカードの手続については、英文のほか、中国語、韓国語など、全部で9か国語のパンフレットを設置してご利用をいただいております。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） 先ほど、いろいろのツールを使ったりとか、あと、もう翻訳されているパ

ンフレット、リーフレットですか、そういうものを活用してということでお答えいただきましたけれども、児童手当とかそういう内容を理解し、申請しなければ支給されない案件等、そういうのもございます。広報でも様々な制度の概要が説明されていますが、外国人の方がこれを見て理解していくというのは、非常に難しいという印象を持つわけなんですけれども、町の広報紙の重要なポイントを多言語で翻訳し、ダイジェスト版として発行しているところもあるようです。

また、町のホームページの活用の際、今先ほどお話ありましたけれども、自動翻訳とかもなっていると思うんですけども、大泉町などのホームページなどを見ると、本当に外国人の方が利用しやすいものになっています。また、その他いろいろの自治体のホームページを見ると、イメージ写真やピクトグラムを活用し、視覚に訴えて、分かりやすいものになっています。当町としても、行政情報の出し方を、外国人の方に向けてさらなる充実を検討していただきたいと思っておりますのが、町長の見解をお伺いいたします。

議 長（山田庄一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 大泉町は外国人の方が大変多いという地域という認識をしていますので、それらに対応した行政運営をしているという、そういう認識はしております。

今、町の広報紙については、今、日本語のみという対応になっているんですね。また、ホームページについては、現在、英語、中国語、韓国語への変換ができるようになっております。また、観光パンフレットについては、多言語の対応、英語、中国語、台湾語、韓国語、タイ語というふうになっています。

今後はやはり外国人の訪れてくれる方、住んでくれる方、これがどんどん増えていくことに、そういう傾向なんだと思います。ですから、いろんな方に十分情報が伝わるようなことは、これからいろんな工夫をしてやっていきたいというふうに思っています。

議 長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8 番（高橋久美子君） 次に、ピクトグラムの活用ですが、トイレや食事場所、病院などの情報を絵で示せるものです。東京オリンピックで話題の一つにもなりました。ピクトグラムの活用で、外国人観光客などが日本国内を移動する際に困らないよう、言葉に頼らず、目で見るだけで案内を可能とします。観光のまちとして、日本語が読めない外国人の方でも情報が得ることができ、利便性が増します。日本人にとっても、視覚で捉えることは分かりやすいことだと思います。

ピクトグラムを活用した標示板、案内板などの整備についての見解をお伺いいたします。

議 長（山田庄一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 今、町ではそういった取組はほとんどされていないかなという認識でいますけれども、外国人に限らず、日本人でも、いろんな場所を見つけるのには、文字を読んで確認するよりも、絵のほうが早く確実に分かるというか、そういう認識はありますので、これから十分研究して、対応できるものについては対応していきたいというふうに思います。

議 長（山田庄一君） 高橋君。

(8番 高橋久美子君登壇)

8 番(高橋久美子君) それから、外国人の方が困ったときの相談体制なんですけれども、これは町としてはどのようになっていますでしょうか。

議長(山田庄一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) 外国人向けの相談窓口というのは、特には設けていないんですね。ですから、町民の方と同じように、心配ごと相談とか法律相談とか、そういったところでは対応していますけれども、特には設けておりません。役場の窓口に来ていただいて相談するときも、まだ窓口を設けておりませんので、そこに立ち会った職員が対応しているという現状です。これから外国人の方が増えたり、前から住んでいる外国人が高齢者になったりとか、いろんなことが増えてくるんだろうなという認識ではおりますので、通訳者を確保するとか、年間通訳者を確保するというのはかなり難しいと思いますけれども、予約して来ていただく方については通訳者を用意するとか、いろんなことが考えられると思いますので、外国人の方が相談に来て困らないような体制は確保していきたいなというふうに考えております。

議長(山田庄一君) 高橋君。

(8番 高橋久美子君登壇)

8 番(高橋久美子君) またちょっとホームページの活用に戻ってしまうんですけども、横浜市などは、外国人の方が情報を取ろうとするときに、出入国在留管理庁のサイトの外国人生活支援ポータルサイトというものにリンクできるような形になっていて、そこには全国共通のいろいろの細かい悩み事がすごく分かりやすいように掲載されているんですね。そういうものの活用とか、そういうこともまた考えられると思います。

そして、今、町長の答弁にもございましたけれども、これからますますそういう外国人の方のトラブルも想定されます。そのようなときに、今、県内の自治体なんかでは、交流協会と連携して窓口を設ける動きとかもあるようです。それで、先ほど町長の答弁にもございましたけれども、そういう体制を今後は整えていくということなので、その辺のところも、交流協会とかそういうことと連携して取り組んでいただければと思います。

そして、また、次に外国人の方の災害時のときの避難誘導等はどうなっていますでしょうか。

議長(山田庄一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) 特に日本の方、町民の人と外国人の人と分けた対応というのはやっていないんですけども、町の地域防災計画では、避難生活で配慮が必要な要配慮者と、避難行動で支援が必要な避難行動要支援者に対して安全確保のための対策を講じることというふうに書いてあるわけですね。外国人におきましては、文化や習慣の違いから食事などの生活面で配慮が必要な方は、これは要配慮者になるわけですね。また、災害や避難に関する知識や経験が不足していることで適切に対応できない方は、避難行動要支援者というふうになります。ですから、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦と同様に、やっぱり対策を考えていかなければならないというふうに思っております。

先ほどお話しましたが、令和4年1月1日現在で、町の住民基本台帳の外国人は人口

が291人となっております。やっぱり外国人人口はここ数年、増加傾向にあります。平成24年が177人でしたので、それと比べると1.7倍に伸びております。今後、さらに増えていくということが予想されます。

町は外国人に対する具体的な防災計画を現在検討しているところでありますが、今後は外国人生活者の方々に必要な情報が確実に届くよう、多言語による防災情報の発信や、ハザードマップ、防災マニュアルの作成、配布、また避難所には多言語で標記した案内看板の設置、あと通訳や外国人の文化や習慣に配慮した避難所づくりを検討していきたいというふうに考えております。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） 先ほどお答えいただきましたけれども、災害時の避難誘導といっても、一概に、外なのか、屋内なのかということではいろいろ視点が変わってくるかと思うんですけども、今、注目されているのが、優しい日本語というのが今いろいろ注目されているということなんです。これは小学校3年生ぐらいが分かるような日本語で、まず例を言いますと、例えば、「2階で火災警報器が作動しました。ただいま係員が確認中です。次の放送に注意してください」って普通は言いますが、これを優しい日本語に言い換えると、「今、2階が火事かもしれません。本当に火事が確かめています。火事かどうか分かったらお知らせします」というように、すごく分かりやすい日本語でアナウンスすることが注目されているということなんです。

それで、これは外国人の方からも高いニーズがありまして、ある調査によりますと、外国人の方は、日常生活に困らない言語は「日本語」とした人が63%に上って、「英語」と答えた人よりも、44%英語と答えたんですけども、それよりも大きく上回っているということなんです。それで、その外国人の方が希望する情報発信言語というのは、何がいいですかという調査に関しては、やはり「優しい日本語」を選んだ人が76%と多くて、あとは「英語」が68%、「機械翻訳された母国語」は12%という、そういう調査結果もあるようです。外国人の避難誘導には多言語化が今まで不可欠と考えられていたんですけども、この優しい日本語とフリップボードなどが意外に効果的で、これはお金もかからないし、優しい日本語というところで、ある程度の訓練は必要なんですけれども、本当に費用がかからず、効果は極めて高いというところで、消防庁のほうの避難誘導等の資料にも掲載されています。

こういったところで、うちの町としても、こういう多方面に可能性を秘めた優しい日本語を当町においても活用できると思っておりますが、見解をお聞かせください。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） ちょっと研究不足で申し訳ないんですけども、私も今そういう話を初めて聞かせていただきましたので、いろんな角度から研究させてもらって、より効果的なものを取り入れていきたいというふうに思っております。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8 番（高橋久美子君） 次に、教育現場でどのような取組をされているのか伺います。

まず、当町には外国人の生徒さんは何人いらっしゃいますかということと、あと、学校からの保護者の方にいろいろ文書を発送されると思いますが、どのような方法で案内されているのかということと、あと日本語が必要な児童生徒さんに対する指導体制はどのようなになっているのか、この3点についてお答えをいただければと思います。

議長（山田庄一君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 高橋久美子議員のご質問にお答えいたします。

まず、外国籍のお子さんの数でございますが、児童生徒名簿のほうで保護者の方の国籍を確認させていただいて、教え上げさせていただきました。現在、小・中学校の中では、ご両親、または一方の保護者の方が外国籍の児童・生徒数は、小・中合わせて19人となっています。

それらの方々への通知等の発送についてですが、各学校で対応はしておりますけれども、特別その国の言語でとかいうことはしてなくて、先ほどお話がありましたように、優しい日本語ということで、通知のほかに直接口頭でお伝えしたりというような形で、話が通じるように対応しております。

では、そういう外国籍で言葉にちょっと困ったりとかというための指導体制ということかと思うんですけども、現在は、今年度につきましては、ほとんどのお子さんが、日本語のことが分からなくて授業についていけないというような状況ではございません。ただ、1人だけ県の制度を利用して学習支援をしているお子様がいらっしゃいます。

学習支援といたしまして、県教委の取組ではございますけれども、外国籍の児童・生徒の中で学習支援を必要とする児童・生徒が在席する学校に対して、外国人児童生徒学習サポーターという制度がございます。ただ、こちらの制度につきましては、まるっきり日本語が分からないというのではなくて、ちょっと困るというようなので、学校からそのような要望が上がってきた子でございます。それが1人でございます。

この外国人児童生徒学習サポーターは、授業のほか、長期休業中の学習支援も可能な制度となっています。

以上でございます。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8 番（高橋久美子君） そうしますと、学校現場では日本語指導補助者や支援の一層の充実を図るとともに、ICTの活用など、また指導支援体制の工夫を図るなど配慮と、日本の文化や生活環境になじめるような指導も大事だと思います。それとともに、地域の人、また子供たちも外国の文化を理解する交流がますます大事になってくると思います。

教育長の見解をお伺いいたします。

議長（山田庄一君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 議員のおっしゃるとおりでございます。やはり子供たちの人権感覚といい

ますか、やはりいろいろな多様な子供たち、人たちがいる中で心を育てていくということは、お互いを分かり合うということが大事ですので、そういう活動は進んでやっていただくというようなことで考えております。ですから、具体的に各学校での行事で学校の方と関わり合うという活動はなかなか組み立てはできませんけれども、藤原なんかでは、いろんな地域のALTの人に来ていただいて、いろんな国の外国の人と関わる行事をやったりとか、そういうことも工夫している学校もございますし、このみなかみ町の中でも多様な方がいろいろな授業をされていますので、そういう方を学校に招いて交流するという学校もございますので、ぜひそういう活動はこれからも続けていってほしいなというふうに思います。

また、海外との交流も中学生の交流等もございますので、そういうこともそういう面で生かしていけたらというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） これまでの質問を踏まえ、今現在、ウクライナにロシアが侵攻し、世界中で大変な人権問題となっています。一日も早い平和的解決と、ウクライナ難民の方々の人権が守られることを強く願っています。そこで、みなかみ町として、前の質問に関連しますが、豊かで健康で幸せな生活を営むことができるよう、人権宣言のまちとして宣言することを提案いたしますが、町長の見解をお伺いいたします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 条例を制定しているところとか、それで人権に関する基本計画をつくっているところとか、いろいろあるようです。他町村の取組を参考に研究して、どういったことが町としてできるか検討していきたいというふうに思います。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） ぜひ前向きにこの人権ということで取り組んでいただければと思います。最後の質問になりますけれども、今、公共施設の看板というのがすごく変色していて見にくくなっているという、そういう現状があるんですけれども、このことについて町のほうでは把握されていますでしょうか。これはちょっとゴール12の「つくる責任 つかう責任」の観点から、ちょっと質問させていただいています。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 町は、公共施設の案内看板を屋外に掲示される広報、宣伝媒体の一つでありまして、公共的な内容を示し、必要な情報を伝えているところです。来訪者や町民に施設への案内誘導や、説明文みたいな地域の歴史とか文化などを記載したいろんなものが看板として掲示をされていて、管理としては、公共施設を所管する部署において行っているところです。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8 番（高橋久美子君） ちょっとお答えいただかなかったかもしれないんですけども、茶色に変色して見にくい看板というのが、今、町内に何か所かあるんですけども、そこは把握されていますでしょうか。

議 長（山田庄一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 風雨や日光などにさらされている看板などが劣化が進んでいるものがあることは、それは把握はしております。所管する部署において、必要性や有効性、費用や効果を考慮して、優先順位の高いものから、順次更新や撤去などを検討して対応していきたいというふうに考えています。

議 長（山田庄一君） 高橋君。

（8 番 高橋久美子君登壇）

8 番（高橋久美子君） 今後、つくる責任として、先ほどもお答えいただきましたけれども、看板の手法等を研究していただいて、最初の設置コストは高めでも、長く使い続けられるというものの検討も必要だと思います。その意味からも、看板が目立たないところに設置年月日や業者などを記載して、持続的に管理することについての町長の見解をお聞かせください。

議 長（山田庄一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 必要最小限の情報を広告物に掲載するかどうかについては、これから検討していきたいというふうに思います。

議 長（山田庄一君） 高橋君。

（8 番 高橋久美子君登壇）

8 番（高橋久美子君） 以上で質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

議 長（山田庄一君） これにて、8 番高橋久美子君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。再開を10時50分とします。

（10時33分 休憩）

（10時50分 再開）

議 長（山田庄一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

通告順序 5	1 番 牧 田 直 己	<ol style="list-style-type: none"> 1. 二次交通に対する取り組み 2. 消防団員が迅速に消火活動を行うための取り組み 3. 高齢者が安心して住み続けられるための取り組み 4. コロナウイルス感染者に対する取り組み
--------	-------------	--

議 長（山田庄一君） 次に、1 番牧田直己君の質問を許可いたします。
牧田君。

（1 番 牧田直己君登壇）

1 番（牧田直己君） 1 番牧田直己、議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問に入

ります。

本日は、4つの一般質問をさせていただきます。

まず初め、二次交通に対する取組ということでお話しさせていただければと思います。

これまで、地域住民や観光客を含めて気軽に乗り降りできる移動手段の確保の必要性について町内各所でうたわれてきました。皆さんご存じのとおり、2035年には高齢化率が50%を超えることが予想されている中、交通難を抱える方が、これからより一層増えていくことが予想されます。また、民間の路線バスの本数やタクシーの移動範囲等減っていくことも予想されています。

まち・ひと・しごと総合戦略では、二次交通への課題に対し、バスやタクシーの数の少なさによる早朝・夜間時間帯の交通手段の確保の難しさなど、二次交通の弱さが課題となっていて、観光分野だけにとどまらない、生活と密着した新たな発想による二次交通の強化を検討していくとあります。

観光業者のことを考えれば、これ以上、バスの路線やタクシーの減少が進むことで、地場産業にも少なからず影響を与えますし、地域住民にとっても、特に自家用車を持たない方々、高齢者等に対し、生活の利便性が乏しくなることにつながってしまいます。

これら、長らくうたわれている二次交通に関する交通事情として、町はどのように考えて、そしてどのような姿勢でこの課題と向き合っていくのか、町長、お尋ねをいたします。

議 長（山田庄一君） 町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町 長（鬼頭春二君） 牧田議員の質問にお答えをいたします。

現在、町内には、関越交通株式会社が自主運行する路線バスが2路線あります。町では、自主運行を継続していただくため、事業者に対する運行補助を行っております。また、路線バスの利用促進を図るため群馬県が実施する、バスや鉄道などの公共交通情報等を簡単に検索できるアプリを町のホームページ上で紹介するとともに、町民がバスカードを購入する際には購入費補助を行っております。

しかし、路線バス運行区域外や路線から離れた地区では利用しにくいと、当該地区等の移動支援が課題となっております。また、住民生活だけでなく観光客の公共交通の利用では、路線バスの運行数の増便や、タクシーでは営業時間の拡大を求める声があり、こちらも課題となっております。

近年は、公共交通が撤退した公共交通空白地帯などにおいて、事前予約による乗合バスまたはタクシーのデマンド交通が注目をされています。実証実験として取り組むケースも多く、運賃も、1回の乗車が100円など低廉な料金で設定し、利用促進を図っておりますが、実証実験後の事業継続では、予約システムの利用料や運行費用が膨大となり、自治体の財政負担が増大することが考えられるので、十分検討する必要があります。

町では、令和4年度、これらの課題に対して検討を行うため、観光・宿泊施設が行う送迎サービス、福祉有償サービスなど、各業界の事業者や交通事業者と意見交換を行い、専門家の意見を伺いながら町の交通政策に取り組んでまいりたいというふうに考えておりま

す。

議 長（山田庄一君） 牧田君。

（1番 牧田直己君登壇）

1 番（牧田直己君） 特に、今、町長の答弁にあった、福祉に特化した二次交通サービスも実証実験等でやられたり、町長ご自身もその課題に対する意識というのは持っている中で、何とかしなければいけないという姿勢は、この間で非常に感じてくるところでもございます。

そういった挑戦もしながら、いろいろな可能性を見出していかなければいけないと思うところなんですけれども、例えば福祉を取り上げると、必要な人には間違いなく必要な施策であります。ただ、本当に多くの方にどこまで需要があるかというところに関して言えば、不透明なところもあるのかなというふうにも感じています。

これから求められる二次交通というのは、本当に夢のような話なんですけれども、ドア・ツー・ドアで、乗りたいときに素早く乗れて、使いたいときに使える、これは、利便性が非常に高い二次交通が求められているんだと思います。そういった二次交通の機能というのは本当に実現できるのかというと、制度的に考えると、できる余地もあるのかなというふうに私は思っております。ただし、道路運送法をはじめとする法律の解釈、あと交通空白地の定義、あと交通事業者との協力体制の構築だったり、あとは地域を巻き込んだ協議会の運営など、本当にクリアしなければいけない課題というのはたくさんあるんだなと。それを実現しようと思えばですね。

だからすごく難しいというか、簡単ではないテーマではあるけれども、できないことではないというふうに私は思っている中で、これら、そういった諸課題に対して、時代とニーズに合った新たな二次交通の実現化を図るのであれば、とても難しいんですけれども、二次交通を専門に扱う組織の構築というのも必要かと思えます。大きく出れば、二次交通課もしくは二次交通室、そういったことも考えていく必要があるのかなと思えます。

今後の町の交通弱者に対する課題を本気で解決しようとするのであれば、一つの課で、担当が例えば1人、2人でどうにかできるテーマでは到底ないんだろうなということは、いろいろ勉強させていただいて感じるところであります。そういった意味で、課とか室とかそういったことにとらわれず、専門的なこのプロジェクトチームの構築が必要だと感じているんですけれども、町長、その辺はいかがでしょうか。

議 長（山田庄一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 町も今までいろんな取組をしてきたんですね。観光に特化した周遊バスを走らせたり、買い物弱者と言われる年寄りの皆さんを例えばスーパーまで送り迎えするとか、最初は無償でやって、そのときは結構利用者はいたんですけれども、有料にしたら極端に利用者が少なくなっちゃって、そういうニーズはあるんだけど、実際事業として回していくためには、ちょっと利用者が少な過ぎて事業展開ができないのかなと。それはきりもなく町が出すんじゃない、財源確保、用意して、財源を手当てができれば事業としては成り立っていくんでしょうけれども、この財政難の時代にそういったわけにもいきませんし、町民の方なり観光客の皆さんは、やっぱり先ほど牧田議員がおっしゃったように、ドア・ツー・ドア、そういう生活に慣れていきますから、そういう形態の利用を一番望んでい

るんだというふうに思うんです。それをやるには、町の財源だけではとても無理なんだなという感じはしています。ただ、実際に困っている方がいらっしゃるわけですから、町としては何らかのことは考えていきたいなというふうにも思っています。

先ほどもちょっと言いましたけれども、4年度に関係者の皆さんに集まっていただいて、どういったことが考えられて、どういったことができるのかと、そういったことを検討していきたいというふうに思っています。一つの課じゃなくてプロジェクトという話もありましたが、まずは、担当課、総合戦略課の中にありますから、そこで検討してもらって、もっと幅広く意見を聞かなければならないという話になれば、それは当然、プロジェクトとかそういう組織を拡大していけばいいのかなというふうに思っていますので、とりあえず4年度では、総合戦略課の中でいろんな方が集まって、交通事業者とか、実際に弱者とか交通に困っている方、そういった方も含めて入ってもらって、どういう形態にしていけば皆さんが使っていただけるのか、利用しやすくなるのか、そういったことも含めて検討していきたいというふうに思っています。

議長（山田庄一君） 牧田君。

（1番 牧田直己君登壇）

- 1 番（牧田直己君） そうですね、突然、課でどうかプロジェクトチームがどうだとか、そういったその手前の手順というのにも確かに必要なことだと思います。そのために、町長が今おっしゃったように、関係各所、そして住民からもいろいろな情報というのを集めて、その上で、要はニーズ調査ですよ、本当にどこにニーズがあるのかということもしっかりと専門的に調べていただいた上でやっていく必要があるのかなというふうに思います。

どんなやり方があるのかなということで、町長もこれから検討していきたいという話がありましたけれども、1つだけご紹介というかお話しさせていただくと、令和2年11月から、地元のバス・タクシー事業者が協力をする事業者協力型自家用有償旅客運送制度がつくられました。それは、町が、輸送の安全確保にノウハウのある地元バス・タクシー事業者の協力をいただき、事業者が、そのバスとかタクシー会社ですよ、運行の管理、例えばドライバーさんの管理だとか、あとは車両整備管理を行うなど、官民で連携して二次交通の課題に取り組める制度ができたということなんです。もし仮にドライバーとして地域の方々にご協力をいただければ、地域の人が地域を支える持続可能な二次交通の取組をつくることのできるのではないかなと考えております。そのドライバーの登録基準というのが、二種免許を持っていないといけないということではなくて、一種免許プラス、あらゆる大臣認定講習というものを修了した方が登録ができると。その安全に対する管理というのは、それらノウハウを持っている交通事業者に面倒を見ていただくことになりまますけれども、その間、町が主体となって、その企業と住民、この3者で協力をして課題に取り組むことというのが制度的にはできそうなのかなというふうには見ております。

そして、ここからまたちょっとだけ飛躍するんですけれども、そこに対して利用者が、配送状況が一目で分かる、よくMaaSとか言われておりますけれども、そういったものをはじめとするアプリケーションをつくって管理もできれば、利用者の利便性というのはぐっと上がるのかなと思いますし、もちろんご高齢の方もいらっしゃる、みんながみ

んなスマホを使うわけではないので、電話での対応もできるようにする必要もありますし、そういったことを整えれば、3者が協力をした新しい二次交通へ取り組むということもできるかなと考えております。

もし本当にやるのであれば、今までの既存のもので対応するというよりか、やっぱりこの地域に合った新しいものをつくっていくという意識の下、行うべきことであると思います。その辺、町長、いかがでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） いろんなシステムが考えられるんだと思うんです。だから今の牧田議員の提案も、一つの参考事例としてぜひ4月から検討する題材には取り入れて検討していきたいというふうに思います。

議長（山田庄一君） 牧田君。

（1番 牧田直己君登壇）

1番（牧田直己君） これから本当に人口が減っていけば、同時にバス路線、タクシー路線というのも少なくなっていくということは、もうこのままいけばそうなるだろうということでございましょうから、それに対して、前から言われていますけれども、しっかりとこの5年、10年も含めて先を見据えてもう今から準備していかなければ、交通の足、特に弱者に対する足、そういったことが、その当時、そのときになって動き出すようではやっぱりどうしても現実的ではないので、今からしっかりとその課題に向き合って、本気になってやっていただくことを心から期待いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次は、消防団が迅速に消火活動を行うための取組ということで、私も現場で活動する一人として、もっと効率的かつ効果的にスムーズに消火活動に入れるための方策を考えていかなければいけないなというふうに思っております。当然ですが、火災現場では、一分一秒でも素早く消火活動に移ることに越したことはありません。消火活動開始までの時間を短くするにはどうすればいいかということをお考えいただく必要がございます。その手段の一つにICTの活用ということがあるのかなというふうに考えています。

このまま消防団員の数が少なくなる一方、そういった状況があっても、正確な火災現場の特定や、そこまで行くための道、火を消すための水利地の特定など、どこでも誰でも素早く把握できる仕組みづくりが必要だと感じています。もちろん、消防団の活動ですので、自分でしっかりと歩いて、どこの場所に何があって、水利地はどこで、そういったことを把握しておくのは当然のことなんですけれども、ただ、違う地域に行ったときに、じゃ、本当にそこまで全て把握できているかという、現実的にそうではない現状もあるんだと私自身も感じております。なので、なるべく、いつ、どこにいても、誰でもその場をしっかりと管理できる仕組みをつくれればいいなというふうにも思っております。

全団員が素早く火災箇所や水利地の把握などがスムーズに行えるように、これはちょっと提案なんですけれども、職員の方が使用しているGIS、地理情報システムを、インフォカナルがありますよね、それと連携させることで現場の利便性というのは上がることにつながるのかなと思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） みなかみ消防団の団員の皆様には、常時より消火栓、防火水槽などの火防巡視、また年末特別警戒などの活動にご尽力いただき、また、火災や風水害など非常時の際には第一線でご活躍をいただいております、大変感謝を申し上げます。

火災発生時において消防団には、現地に素早く到着していただくため、一般町民向けの火災発生情報のほかに、地図つきの出動要請メールを配信しております。その地図を見れば、現場がどの付近にあるかというのが分かるようなシステムになっております。ただ、消火栓、防火水槽などの水利情報は、現在提供はされておられません。各消防団員の皆さんが常日頃の予防活動の中で、防火水槽なり消火栓の位置を確認していただいているという状況です。

やはり牧田議員がおっしゃるように、自分の消防団の守備範囲の地域であれば、当然、防火水槽の位置、消火栓の位置を把握しているんですけども、それが応援区域に行ったときに分からないと、それはごもっともだというふうに感じております。先ほどのご提案の中で、地図情報システムに落としたりはどうだろうというご提案、まずこれはぜひ進めていきたいというふうに思います。やはりそれを見れば誰でも分かるということになると思いますので、早期消火につながっていくんだという理解でおりますので、それも、今回整備しました防災情報システムの防災インフォみなかみの資料の中にそれを取り込めば、いち早く簡単に情報が入手できることになると思いますので、それを早急に取り組んでいきたいというふうに思います。

議 長（山田庄一君） 牧田君。

（1番 牧田直己君登壇）

1 番（牧田直己君） そうですね、せっかくあるインフォカナルですので、防災だけに使うとかでなく、横断をして利用できるものは、仕組み的にできると思うので、ぜひとも検討していただけて進めていただければと思っております。

それと関連してなんですけれども、場所によって、やっぱりとても複雑な道だったり、何より、やっぱり現場に行くと、町長ももうもちろん現場でも何度もお会いしていますけれども、やっぱり皆さんすごく焦っているというか、本当に混乱している状態に近いときもあると思うんです。そういったときに、消防車同士で同じ場所を目指しますよね。例えば細い道だったりして混雑になるケースというのも過去にも何度かあったと思います。出合い頭で消防車同士が会ったときに、例えばバックしてUターンしてどうのこうの、その時間が、もう1分2分というのはすぐたってしまうんだなということも感じるころなんです。

そこでなんですけれども、各消防車にGPSをつけて、団員同士が、もちろん運転している人は駄目です、駄目ですけれども、何人か乗りますよね、助手席に乗る人もいれば、後ろに3人ぐらい乗る人もいます。そういった人たちが携帯片手に案内をすると。要は、GPSが、消防車が互いの場所が分かり合えるので、どこにどこの消防団がいるかというのが分かるので、見える化が、全体像で俯瞰して見えるということだと思います。消防団同士がぶつからずに火災現場へ到着することができるのではないかと思います。そのGPSをつけることによって。それは、町長、いかがでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 私も、火災が発生したらできる限り現場に行くようにしているんですけども、でも、私の場合は、そんなに早く行ってもどうにもなるものじゃありませんので、時間的余裕を見ながら行っていますから、そんなに現場で混乱することはないんですけども、やっぱり消防団の皆さんはいち早く現場に着いて、いち早く消火活動しなければということで、皆さん早く現場に着かなければという気持ちで現場に向かっていると思いますので、やはりそういう場面というのはいろいろ想定されるんだろうと。

今、町では、地図情報を利用して、除雪車の移動を瞬時に確認できるシステムをつくっています。今この除雪車はどこで除雪しているとか、30分先にはどこまで除雪できるかと、そういう確認ができるようになっています。そういうシステムもありますので、牧田議員が提案するような、消防車にGPSを載せるというのは決してできないことではないと思いますので、費用対効果もありますけれども、ぜひこれは検討はさせていただきたいなというふうに思います。

議長（山田庄一君） 牧田君。

（1番 牧田直己君登壇）

1番（牧田直己君） 何かやっぱりお金をかければそれはいいものができると思うんですけども、やはりこれからの時代は、本当に既存のものをいかに生かしていくかということが非常に重要になってくることなんだと思います。既存のものであれば、町長が今おっしゃったように、除雪車でそういった機能はもうありますよということであれば、その機能を消防団、消防車に転換していくということで、マッチングができる要素があれば、ぜひ前向きに検討していただいて現場レベルに落としただけだと、現場にいる我々としては非常に助かる一つのことになると思います。ぜひとも前向きにお願いできればと思います。

インフォカナルもそうなんですけれども、本当に今もう便利なものがいっぱいあって、そのみならず、そんなにお金をかけずに、いろんな防災アプリケーションなんかもあります。いろいろなものを多岐にわたって研究していただいて、これから人口が減って行って、消防団員になる人も少なくなっていくんだろうということです。今から利便性を高める準備というのを早急にしていただきたいと思いますし、消防団員の消火活動のICT化を視野に入れて、一分一秒でも早い消火活動が持続、実現されるよう、心から期待をしております。

次の質問に移ります。

3番目なんですけれども、高齢者が安心して住み続けるための取組ということで、また2035年の話なんですけれども、高齢化率が50%を超えます。高齢者が増えるということは、その分、より高齢者を支えるための施策というのをしっかりと考えていかなければいけないなというふうに思っております。

厚生労働省によれば、日本における65歳以上の認知症の人数は約600万人と推計されていて、2025年には700万人、高齢者の5人に1人が認知症になると予想されており、高齢化社会の日本では認知症に向けた取組がますます重要になってくるんだろうということがございます。

特にみなかみ町の場合は、ほかの自治体に比べて高齢化率が多少高い傾向にあるため、その割合も占めているのかなと思っております。また、住民の方から、これは私への相談というのが本当に最近増えてきて、例えば家族が認知症になって徘徊するようになったとか、近所の方が認知症になってしまって、一日中、外に座っているなど、相談件数というのが増えてきているのも事実でございます。

これからアルツハイマー認知症の予防、対策、そういったことを真剣に考えていかなければいけないと思います。その予防、対策についてお伺いをいたします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 予防というのは非常に難しいのかなというふうに感じています。ただ、認知症になっちゃうと、一緒に住んでいる家族の方とかそういう人が大変な思いをされるといいう、そういう場面は想像できますので、認知症にならないような、なるのを遅くするといいうんですか、そういう取組というのはやっぱり必要なんだなというふうに思います。

町のいろんなところでサロンとかやっていますから、そういったところになるべく顔を出しているんな人と接してもらって、刺激を得てもらおうといいうんですか、そういったことで少しでも、やっぱり一日中、独りでテレビを見ていたりするとどうしても老化が進んじゃうのかなという気がしますので、いろんなところに出ているんな人の刺激をもらって、いつまでも元気でいていただきたいなというふうに思っています。町もいろんなサロンに対する支援とかそういうところもやっていますので、ぜひそういうところを利用していただければというふうに思います。

ただ、実際になっちゃえば、もうそれをいかに大きな事故につながらないような対策を講じていくよりしようがないのかなというふうに思いますので、いろんなネットワークをつくってやっていますけれども、認知症の方がうちに帰れなくなったとかそういう話も聞きますので、今、警察と連携した高齢者の見守りの一環として、利根沼田地区においては沼田市認知症にやさしい地域づくりネットワークにて、認知症高齢者事前登録制度が構築されています。各市町村の地域包括支援センターなどが窓口となって、徘徊が心配される認知症高齢者の事前登録を推進し、写真登録、認知症疾患医療センターでの静脈認証といいうのがあるらしいんですけれども、行うことができますので、警察や自治体間での情報共有を図って、万が一なくなっちゃったとか、そういったときに備えています。

ただ、それは、いなくなって、どこにいるかといいうのが見つかるわけじゃなくて、たまたま徘徊した人を見かけた人が警察に通報して、この方はどこのどなただろうといいうことで調べていったときに初めて情報が分かるということですから、実際に所在不明者が発生した場合に、ネットワークの一員である警察から、不明者の情報が記載された捜査依頼のファクスが、近隣の地域包括支援センター、市町村、協力事業所などで通報、送信できる仕組みとなっているわけです。

町でも、社会福祉協議会に委託しております生活支援体制整備事業の中で、高齢者支援ネットワーク会議といいうのをつくっています。さきのネットワークとの連携、民間事業者や警察、消防など関係機関との情報共有をして、地域の見守りの強化、また、見守り安心サポーターの登録制度をやっているんですが、現在58人いらっしゃるそうですけれども、

住民に呼びかけ、地域での見守り活動の充実を図るなども行っております。

町においても、認知症サポーター養成講座を開催して、認知症に関する理解と知識を持ち、地域で認知症の方に対してできる範囲で手助けを行う人を養成しています。講座は、毎年、各中学校、一般住民に実施し、令和2年度末までに延べ1,449人が受講しました。例えば、認知症で徘徊している人に遭遇した学生が、正しい対応により保護することができたという事例が全国各地で報告されています。また、認知症初期集中事業では、早期に適切な介護や医療が受けられるよう、認知症の人やその家族の支援を行い、町内の認知症カフェでも共同での家族介護教室などを開催するなど、認知症になっても地域で安心して暮らせるような取組を行っているところでございます。

議長（山田庄一君） 牧田君。

（1番 牧田直己君登壇）

- 1 番（牧田直己君） 今、いろいろな取組をされているということで、本当に多くの取組に対して現状やられているんだなということを感じるところであります。例えば養成講座もそうですし、見守り安心サポーターを含めて、地域全体でそれを見ていくんだという意識は町長は持たれているのかなというふうに感じるところではあります。

ただ、ご家族の方のちょっとお話を聞いたりすると、やっぱり家から出てしまって帰ってこないんですと。本当に夜通し探して、全然関係ない倉庫の隣に座っていただとか、やっぱり本当に現場ではそういったことがあるということなんですね。なので、そういったことを踏まえると、より積極的にそういった活動もやっていってもらいたいと思うところでもあります。

兵庫県の神戸市なんかは非常に、認知症にやさしいまち神戸モデルということで、あらゆる取組を行っております。その中で特に目立っているのが、GPS安心かけつけサービスというものにも取り組んでおられると。これは、企業との連携をされていて、認知症の方が何らかの手段で体につけていただいて、行方不明になった際にも、ちゃんとGPSで位置情報を頼りにその企業のサポーターが現場へ駆けつけて保護してくれると、そんなサービスもあるそうです。もちろん費用というのは自己負担なんですけれども、一部導入されるというところにおいて、幾分かその自治体も持たれるということでもあります。

こういった手段もございませう。町長、今のそのGPS機能についてのお話はいかがでしょう。

議長（山田庄一君） 町長。

- 町長（鬼頭春二君） 今の時代だから非常にいいことだと思うんです。身につけていけば、この人はどこにいるかというのがすぐ分かるわけですから、本当に家族にとっては安心できるシステムだというふうに思います。

議長（山田庄一君） 牧田君。

（1番 牧田直己君登壇）

- 1 番（牧田直己君） そうですね、本当にその方がしっかりと身につけることさえできれば、どこにいるかというのは一応分かるようにはなっております。ただ、やはり本当に突然家の外に出てしまったりだとか、そう簡単に解決できる話ではないので、一部そういったことも

あるのではないかなというお話でありました。本格的にこれから高齢化社会に突入していくであろうということですから、そのための準備というのを進められればいいなというふうに感じております。

次の質問に移ります。

コロナウイルス感染者のケアということなんですけれども、連日猛威を振るっており、今となってはもう県内感染者数も連日1,000名を超えたこともあります。利根沼田管内でも多くの方が感染もしくは濃厚接触者になっていて、いつ誰がかかってもおかしくない状況であります。皆さんもそうですけれども、多くの身近な方が感染しております。感染された方の話を聞くと、感染されたことをまるで罪を犯したかのように捉えている方というのもいて、自分が地域社会に戻ることができないんじゃないかと思ってしまう方も現にやっぱりいらっしゃいます。大変不安を感じているんですね。

感染予防をしっかりとやられた上でもし感染してしまった、もしくは濃厚接触者になってしまった場合は、もうこれは本当に仕方がないことですので、そういった方々の気持ちを少しでも和らげるための手だてというのは打っていく必要があると思うんですが、そのあたりいかがでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 全くそのとおりだと思います。コロナウイルス感染症の拡大は、医療体制、社会活動等に甚大な弊害をもたらしており、感染後の社会活動に対する懸念もその一つであると思います。令和3年2月に、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正及び政令において、国及び地方公共団体には、差別的取扱い等の防止を図るために、差別的な取扱いを行ってはいけないことの周知及び相談支援体制の整備が課せられております。差別や偏見などの多くは、誤った情報によると思われることから、後遺症を含めた新型コロナウイルス感染症についての正しい理解の促進が必要と考えます。また、気をつけていても、誰にもウイルスに感染する可能性があるということから、感染者とその家族の立場に立って、相手に思いやりを持つ必要があると思います。

町では、感染症に対する正しい知識及び差別や偏見の防止について、広報、ホームページ、予防接種案内チラシなどで周知を図るとともに、学校教育や職域と連携を図りながら、暮らしやすいまちづくりを推進していきたいというふうに考えております。

議長（山田庄一君） 牧田君。

（1番 牧田直己君登壇）

1番（牧田直己君） 町長がおっしゃるとおり、そういった差別というのは本当に絶対によくないと思います。そういったことがないように、本当にしていかなければいけないなと思います。

山形県は「コロナ差別ノー！宣言」県民運動を行ったり、北海道の名寄市というところは、「コロナ差別がゼロのまち宣言～3つの宣言と3つのお願い～」ということで、住民に対し、そういったことがないように啓発運動も行っております。町もホームページや回覧板等で、そういったことがないように伝えていくことも、町長がさっきおっしゃったように、重要なことではないかなというふうに感じております。ぜひ、この地域でそういっ

た思いをする人がいないようにご対応いただければと思っております。

また最後に、これは関連しているんですけども、これから子供たちのワクチン接種も始まります。ワクチン接種をすることは、感染を広げないために非常に有効なことであります。ただ、打てる打てない、もしくは体の状況によって打てない方もいらっしゃる場合もあります。例えば、打たなかったからといってその子が、またその保護者が周りから受け入れられないと、そんなことがあってはいけないんだと思っております。そういったことに対する取組も、町長も教育現場も考えていただく必要があるのかなと思っておりますけれども、そのあたりいかがでしょうか。

議 長（山田庄一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） ワクチン接種については、できる方は打ってくださいというお願いはしています。やはりそのことによって感染の拡大防止に役に立っているんだというふうに思いますので。それがまた差別につながるようなことでは、それはまたおかしな話であって、群馬県もこういったチラシを作って、コロナ差別はみんなで防止していきましょうということで取り組んでいます。やはりみんなでいろんな差別を乗り越えて、このコロナ禍を乗り越えていく必要があるんだと思いますので、まずは自分ができる感染防止対策をきっちりやると、そういうことがまた一番基本なんだと思いますので、ぜひそういったことでこの困難を乗り越えていきたい、乗り越えていければいいなというふうに思っています。

議 長（山田庄一君） 牧田君。

（1 番 牧田直己君登壇）

1 番（牧田直己君） ぜひそういった活動を一生懸命やっただいただければと思います。

本日は4つの質問を行いました。一つでも多く取り組んでいただき、課題解決に取り組んでいただけることを心から願って、一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

議 長（山田庄一君） これにて、1番牧田直己君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。再開を午後1時とします。

（1 1時34分 休憩）

（1 3時00分 再開）

議 長（山田庄一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

通告順序 6	3 番 鈴 木 美 香	1. 都市計画道路「真政悪戸線」の経緯と今後について 2. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の使い道
--------	-------------	--

議 長（山田庄一君） 次に、3番鈴木美香君の質問を許可いたします。
鈴木君。

(3番 鈴木美香君登壇)

3 番(鈴木美香君) 3番鈴木美香、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

本日は、2つの質問をさせていただきます。1つ目は、都市計画道路真政悪戸線について、2つ目は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてです。それぞれ関連する事項を含めてお伺いしたいと思います。

なお、今回も確認の意味もあり、重複する質問があるかと思いますが、ご了承ください。

すみません、マスクを取らせていただきます。

町長、もし可能でしたら、マスクのほうを取っていただけると嬉しいです。

初めに、都市計画道路、旧月夜野地区の真政悪戸線についてですが、その前に、先日開通した上越線踏切の移設と新しい町道真政線について、地元からのお声をお届けさせていただきます。やはり、真政、師、後閑地区の皆様は、利便性がよくなったのと今まで擦れ違いができなく路肩を外れ、私有地に停止して片側通行をしていたのが、スムーズに通行できるようになりよかったとの声をいただいています。この場をお借りして、関係各位の皆様にご敬意とお礼を申し上げます。ありがとうございました。

では、質問に移らせていただきます。

都市計画道路の基本のきをまずはお伺いします。都市計画道路はどのような目的で計画されるものなのでしょうか。

議長(山田庄一君) 町長。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) マスクを外せということなのでお願いします。

鈴木美香議員のご質問にお答えをいたします。

まず、都市計画とは都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とし、都市活動を確保し、適正な制限の下、土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念とし定めるものとしております。

みなかみ町の都市計画においても、その目的及び基本理念に基づき、まちづくりのルールを定め、その中で都市施設の整備に関する計画を策定し、下水道、公園とともに道路について定めるものであります。都市計画道路については、都市の骨格を形成し、安心して安全な町民生活と都市交通における最も基本的な都市施設として、都市計画決定されたものであります。都市計画道路の機能においては、人や物を移動させるための交通空間であるとともに、火災や地震等の災害時には避難路としての役割や、延焼をくい止める防火帯の役割を担っております。

旧月夜野町都市計画については、昭和48年10月31日に区域を決定いたしました。道路計画においては、昭和50年2月28日に県の管理道路であります国道291号、月夜野新駅線を、昭和57年4月20日には国の管理である月夜野バイパス線を、昭和58年8月19日に町で管理する道路の真政悪戸線、さらに悪戸矢瀬線を、昭和58年8月1日に上河原蟹棹線をそれぞれ都市計画道路として決定いたしました。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） 昨日、高橋市郎議員の一般質問の中で、町長が替わっても事業は継承していく、まさに都市計画道はそういうことで、町長も歴代の施策が実を結んでいると捉えられているとお答えだったと思うんですが、道路というのは生活に大きく結びついておりまして、だからこそそこに利便性が求められ、考察し、熟慮を重ねて綿密な計画が立てられているものなのだろうと思います。

今日、ちょっと傍聴に来ていただいている方、移住者の方がいらっしゃいますので、ちょっと説明させていただきたいと思います。月夜野地区の都市計画道というのは大きく2つ、先ほど町長もご説明されましたが、大きく2つあります。

南側から、沼田市井土上、パチンコ屋さんのあるところから月夜野インターチェンジ、川沿いを沿って、後閑の徒渉橋、月夜野中学校前を通り保健福祉センターを右折、月夜野公民館のある通りまでを真政悪戸線と呼び、そこから矢瀬親水公園までの計画を悪戸矢瀬線と呼んでいます。今回、私が主に質問するのは南側のほう、みなかみ町の軸ともなり得る真政悪戸線についてです。

そもそも旧月夜野町における都市計画道路、ごめんなさい、説明ちょっとかぶるんですが、昭和48年10月31日に月夜野道路情報ターミナルを含め17号バイパスが計画され、55年に見直しがあり、昭和58年周辺地域が都市計画地域に指定されました。長い年月がたち、今年ようやく4月1日、矢瀬公園からヤマキ工場、利根商横を通して月夜野町組につながる見通しが立ちました。これは、町長自らが動かれご尽力をいただいたと、ちょっと聞いたんですが、事実でしょうか。また、その整備内容についてお伺いします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 悪戸矢瀬線の整備内容を聞くということでよろしいですか。

（「町長自らも……」の声あり）

町長（鬼頭春二君） 悪戸矢瀬線については、私が町長に就任したときはまだ一部地権者の方がご理解いただけなくて、工事がストップしていたんですけれども、私も町長になってから地権者の方のところへお伺いして、ご理解いただいて、それで工事が始まったという認識でおります。

それで、悪戸矢瀬線におきまして昭和58年に計画され、平成3年に一般県道月夜野下牧線側から着手したものの、その年に埋蔵文化財、いわゆる矢瀬遺跡が発見されたため、当面の間中止とし、その後平成7年から13年にかけて550メートルの整備を実施いたしました。また、一般県道後閑羽場線から保健福祉センターまでの307メートルにおいては、平成3年から18年度までに整備し、その後、企業誘致を進めるため、平成21年より26年度までに古城沢から893メートルの整備を行い、令和4年4月、今年4月のみなかみ中学校開校に向け、本年度全線整備完了に向けて整備を進めているところでございます。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3 番（鈴木美香君） 長年の懸案事項であった開通に向けて、町長が、首長が動かされたということはそれだけ重要な意味を持つものだと推測されます。悪戸矢瀬線の開通後は上毛高原駅へのアクセスに優れ、統合中学校の通学路線としても期待するものがあります。

そして、今、矢瀬悪戸線から後閑の以前老人福祉センターがあったところまでの道路が完成して、残っているのが真政悪戸線の半分になります。そちらのほうの経緯と整備状況についてお伺いします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 真政悪戸線におきましては、やはり昭和58年8月19日に都市計画道路として決定し、平成3年度から4年度にかけ、現在の月夜野中学の建設に伴って175メートルの区間を整備をしてきました。その後、都市計画道路の見直しを進めていく中で、交通量の低下が要因と考えられる渋滞の緩和が随所で見られまして、さらに国道17号月夜野バイパスの通行量の増加などから、都市計画道路の廃止区間を検討してきた結果、地域生活の影響が軽微と考えられることから、平成21年1月16日に都市計画道路を600メートル廃止し、総延長2,420メートルになりました。

平成21年度から事業を再開し、平成29年度までに徒渉橋延長96.5メートルを含む旧後閑老人センターまでの区間1,275メートルの供用を開始しております。現在、1,145メートルが未整備区間となっております。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3 番（鈴木美香君） 真政悪戸線において、先ほど見直しを平成21年度に行ったということですが、その見直しに伴い都市計画税の用途地域の課税用途とか非課税対象になったなど、変更とかはございますでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 都市計画税については、旧月夜野町都市計画区域においては、用途区域に指定されている区域内を課税区域として課税を行っております。都市計画道路等都市計画施設の変更により、課税がされるかされないかということは関係ございません。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3 番（鈴木美香君） 都市計画道と都市計画地域の課税というのは別物という確認をさせていただきました。

次に、平成29年7月真政区民宛て回覧物として、「都市計画道路事業促進の測量調査作業及び土地の立入りについてのお願い」という回覧板が回りました。その後、約2か月にわたり真政地区への立入り調査が行われました。これはどのような目的があったものなのでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 鈴木議員のご質問のとおり、平成29年度の調査につきましては、真政悪戸線の概略設計業務を行っております。この委託業務の内容ですけれども、整備する道路の計画に基づき、事業実施に向け、最適な路線計画を選定することを目的とする業務となり

ます。これによって、おおむねの道路計画を立て、その後の事業推進に役立てていくもの
でございます。

議 長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3 番（鈴木美香君） その概略設計業務ですが、それに伴い都市計画道路が見直され、現在の計画
が確定したと見てよいでしょうか。

議 長（山田庄一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 概略設計ですので、都市計画はおおむねこの位置に都市計画道路を開けます
という計画であります。それに基づいて概略設計をしていますので、そんなに大きな変更
はありませんけれども、当初の都市計画の道路線形で都市計画道路は計画をされること
になります。

議 長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3 番（鈴木美香君） その概略設計でほぼ確定、もともとの計画がある程度もう確定という形と捉
えてよろしいのでしょうか。

議 長（山田庄一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 概略設計ですので、これはあくまでも概略なので、その後これから詳細設計
というのを行うわけですね。詳細設計で道路の位置とか高さとか、そういったものを決め
ていきます。その後、用地業務を行います。地権者の方にご理解いただいてご了解いただ
いた後に、その後工事発注という段取りになってきます。

議 長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3 番（鈴木美香君） その概略設計に伴って、用地の買収とか、買収と言うんですかね、そういう
ものとか、地元との協議を重ねて都市計画道路というのは、当初のそれぞれ最適な道路を
造るために変更を伴ってということだと思います。

平成29年の調査以降、翌30年、年明けに真政地区では都市計画道路真政地区内整備
事業対策委員会というものを設置しまして、何度も議論を重ね、町の大動脈となり得るこ
の道路の完成に向けて意見を出し合ってきたとのことです。その中で当初の計画の変更に
伴う町からの代替案を含め、開通工事に向けた期待が大変膨らんでおりますが、そのと
ころをどうお思いでしょうか。

議 長（山田庄一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 地元の皆さんは都市計画道路ができるということに対しては大変期待もして
いるでしょうし、待っている方もいらっしゃるんじゃないかと、そういう方もいることは
承知はしております。ただ、都市計画道路は通常の町道とは違って幅員も広いですし、大
型も通ることも想定していますので、お金も普通の町道とは、たくさんかかります。58
年に都市計画道路が都市計画決定されて、やっぱりようやく最近本当に仕上がってきたな
という感じがします。40年近くかけてやっとここまで来たなという、私は感覚でいるん
ですけれども。

今現在、真政悪戸線は千百何メートルか残っているわけですが、私が町長になってから、古くは悪戸矢瀬線が途中で工事が止まっているということが、そこが一番引っかかっていまして、そこをとにかく開通させようということで担当課にも指示をして取り組んできました。今年ようやく開通のめどが立ちましたので、これからは真政悪戸線のほうに力を入れていきたいというふうに考えています。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） ちょっとうれしい前向きなお答えをいただきました。

先ほどちょっとトラックの運行についても考えていく道路にしていかななくてはならないのでお金がかかるという話がありました。関係する話なんですけど、町からの代替案として石原井戸尻線とか十王井戸尻線というのがございます。これらはハルナビバレッジ株式会社のグループ会社であるハルナプロデュース株式会社の倉庫につながる道路などがあり、現在使われている後閑真庭線、通称下新道と呼ばれている道なんですけど、道幅、道路幅員が統一されていないということもあり、10トントラックをはじめとする大型車の運行がとても危険で、通勤とか通学路であるにもかかわらず、歩行者の生活道路としては安全が確保できていませんが、その辺のところは町長がどうお考えでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） ハルナビバレッジが倉庫を造ったというのも、それは下新道線が現況の状況であるということは認識されて造られたと思いますので、都市計画道路の計画があるということはもちろん頭に置いて造られたんだと思いますけれども、町も財源もありますので、なかなか皆さんの思いどおりに事業が進んでいないというところはあるかもしれませんが、時間はかかるかもしれませんが、順次整備を進めていきたいというふうに思っています。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） 繰り返すんですが、今現在、通勤通学で使っている道なので、本当に町民の方の安全確保のためにもぜひ一刻も早い計画のほうを進めていただきながら、安全確保を努めていただきたいと思います。

大型車の通行を一方通行にされたり、通行時間帯の制限をしたりというのは、地元とその会社との協議なのか、町との協議なのか、ちょっと確認はできていないんですが、そういうルールをつくって、会社のほうも協力していただいております。都市計画道路ができるということであそこに倉庫を造ったという話を伺っていますので、ぜひ、その企業の方の協力もしていただいておりますので、ぜひスピード感を持って進めていただきたい計画です。

特に大型車の通行に伴い路面の穴埋めとか舗装を繰り返して維持費も多くなっています。ほかにも大利根水門の撤去に伴う水の利用者の維持や真政橋西より都市計画道に接続する道路の新設などに関しても、町からご提案をいただいております。真政区としては、平成29年8月9日に徒渉橋が開通し、その後、後閑地区の老人福祉センターが撤去され、いよいよと思っている中で、前回の窪田議員の質問で、前回というか12月ですね、「2

年後に予算が組めない。なぜ」という答弁で、毎年10億円ほどの財調を取り崩しているというやり取りを聞けば、都市計画道路の残りの工事は一体いつ始まるのかと不安になります。

町長、その心情はご理解いただけますでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 地元の皆さんの期待は十分感じております。ただ、町も財源が確保できないのに事業を実施するわけにはいきませんので、財源を確保して事業に対応していきたいというふうに思います。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） 不安だということをお伝えさせていただきました。

さらに関連する事項として、当初計画にあった月夜野インターチェンジから沼田市井土上線の旧国道17号へつながるはずだった都市計画道路を廃止することになっていて、その代替案として町と協議してきた真政区の宮前河原線ですが、平成20年、鈴木和雄町長が宮前河原線については合併特例債（期限平成27年までのもの）の中で優先的に整備を行うよう努力すると回答されています。また、合併特例債が新町まちづくり協議会で、令和7年まで起債できることとなっています。

先ほどの毎年取崩しを行っている財調、それらを踏まえて、町道真政宮前河原線の今後の見通しはどうなっているのでしょうか。地元との協議は進んでいるのでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） それについては、地域整備課長がこの間も地元の説明に行っていますので、地域整備課長のほうから答弁させます。

議長（山田庄一君） 地域整備課長。

（地域整備課長 林 昇君登壇）

地域整備課長（林 昇君） お答えさせていただきます。

今お問合せのあった路線ですけれども、町道真政線の踏切の工事、そういった形の中で地元のお話の中で、そういった形の早くの整備をというお話が実際上がってきました。

しかしながら、その路線については、当初25年当時はまだ計画されていませんでしたので、その後、地元と測量等々含めながら路線を確定していったということになります。そして、3年前、その結果が出てきたんですけれども、県道から続く旧17号のすぐ脇に接続するという形の路線計画でありました。

そして、公安のほうにその問合せをしたところ、旧17号について閉鎖が必要であるというご回答をいただきまして、地元へ協議したところ、その道の閉鎖はできないということで頓挫しております。

そして、その後、都市計画道路の悪戸矢瀬線が動き出しましたので、都市計画道路を優先させてやらせていただきたいということで、地元の役員さんの方々にお願いしたところ

以上です。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） 17号バイパスから旧17号に上がる道ですね。それが真政宮前線になるんですが、大きな企業が集まっている場所で、代替案として歴代の町長がお答えしていることだったんですね。廃止をするから、その上がってくる道を造りますということをお答えされています。地元からは閉めることはできないというふうに答えてはいたんですけども、その閉めることとか、そこの道路というのはやっぱり今までずっと使っていたので、同じようにちょっと道路を新設とか、曲げてとか、側道につながるように、地元からの代案も用意されているようですので、公安委員会と町と協議を含め、また今後どのように進めるのか、地元と協議を進めていただきたいと思います。ちょっと関連事項をお伺いしました。

元の都市計画道路真政悪戸線に戻ります。この道路はみなかみ町を葉に例えると葉脈の中央に位置する大事な道路です。国道17号バイパスから車の流れを引き込む大事な入り口です。葉脈には2つの役割があるそうです。水分や養分を運ぶこと、そして葉を支えること。つまり、道路が町を支えるということだと思います。この道路が開通すれば交通の流れがスムーズになり、周辺地域の用途が増え、宅地が造成され、人口が増えるのは、皆、口をそろえて言っていることです。今、動かなくてどうするんでしょうか。

そもそも真政悪戸線の計画当初の開通予定はいつだったのか、お伺いします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 開通予定がいつだったかというのは、それは私も知らないんですけども、やっぱり財源が確保できたところから順次、手をつけていくと、もちろん用地提供をしていただけるといふ地権者のご理解をいただいて着手していくということになっていくと思います。

そもそも都市計画決定をされた58年、やっと形になってきたのが今ですよ。だから、都市計画道路の重要性というのは皆さん、認識されて、町当局ももちろん認識していますし、地域の方も認識をされていると思うんですね。ただ、財源が確保できなくて、今まで延びてきたという経過があるんだと思うんです。

町としても何本もの都市計画道路を一度に手をつけるということ、これはまずいという、1つずつ仕上げたって次に移るべきだという認識で今までやってきています。これで悪戸矢瀬線、真政悪戸線も一部は仕上がっていますので、今残っている1,100メートルについては、そこだけになりますから、これからは順次工事に着手していけるかなというふうに思いますので、地権者のご理解をいただきたいなというふうに思います。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） 後に回したところで、この少子化の時代によいことはありません。ほかの道路の完成を待っていたら、ちょっといつまでもできないのではないかなと不安になるというのを、不安が増すという住民の方の心情もぜひ酌み取っていただけたらと思います。

令和3年度の予算書では、町道真政悪戸線整備事業費として、測量設計業務委託料とし

て390万5,000円が計上されておりますが、現時点で今年度、その測量は実施されたのか。されたのであれば、いつ、どのような実施をしたのかお伺いします。

議長（山田庄一君） 地域整備課長。

（地域整備課長 林 昇君登壇）

地域整備課長（林 昇君） お答えいたします。

先ほど言ったとおり、悪戸矢瀬線に集中してやるという形の中で今年度事業は進めておりません。

以上です。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） 一応、予算書で計上されていてやらないという理由がちょっと私には分からないんですけども、そこはどうお考えでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） そういったことはよくあるんだと思います。予算計上しても、実際の事業執行ができない場合はありますので、そういったことは多々あると思います。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） そういうことがあるんですね。ちょっと残念な、ちょっと何か一つでも進んでいるのかなと期待はしていたんですけども、その話がなかったので確認させていただきました。

さらに予算定例会のこの時期ではありますが、来年度令和4年の予算書では関係予算が計上されておられません。これはどういうことなのか、見解をお伺いします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 先ほど来、申しているように、私はとにかく悪戸矢瀬線を竣工に持っていきたいということがありましたので、そちらのほうに力点を置いて、そちらが整備できた段階で、次の事業を考えていこうということで、4年度については予算計上しておりません。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） とすると、令和4年度、何も進まないんじゃないかという、やっぱり不安があるわけです。悪戸矢瀬線というのが整備できてからということですが、一応開通のめどが令和4年度の4月1日から開通ということで、ある程度もう開通ということになっているんですよ。さらに動きを止めずに進んでほしいなという気持ちがあるんですが、いかがでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 悪戸矢瀬線の完成はできる見込みですけれども、取付け道路とか、まだいろんなものが残っているというふうに聞いています。それらの整備もしていかなければなりませんので、それらが終わったところで次の事業を考えていきたいということでもあります。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

(3番 鈴木美香君登壇)

3 番(鈴木美香君) まあ、1つ1つ終わらせてからというお答えが繰り返されているんですが、町長にはみなかみ町においての都市計画道路を開通に向けて動くという目標はおありですよ。

議長(山田庄一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) それは歴代の町長さんが都市計画決定して、道路として整備をしてきたわけですから、私も途中でやめるなんていうことは考えていません。忘れていたわけではありませんので、順次、取り組んでいきたいというふうに思います。

議長(山田庄一君) 鈴木君。

(3番 鈴木美香君登壇)

3 番(鈴木美香君) とすると、やっぱりそこに向かって動かないと、いつまでたっても届かないと思うんです。ゼロはいつまでたってもゼロなんです。でも、1は1つ加わると2になるんです。目標に近づくんです。毎年、少しずつでも進めていただくことはできないでしょうか。毎年100メートルでも、測量でも何でもいいです。青写真をつくるとか、目に見える形の動きというのが欲しいんです。いかがでしょうか。

議長(山田庄一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) 財源が限りなくあればそういった取組も可能でしょうけれども、今の町の状況で何本もの都市計画道路に着手するのはいかがなものかなという考えであります。

議長(山田庄一君) 鈴木君。

(3番 鈴木美香君登壇)

3 番(鈴木美香君) 財源の話になってしまうと、私もお金に関してはちょっと弱いところがあるんですけども、合併特例債というのが起債できるということなんです、そういうのを使うことはできないのでしょうか。

議長(山田庄一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) 起債もいろんなものがあります。合併特例債、過疎債もあります。そういったものは十分使うことも可能なんだと思います。ただ、それだけでは済みません。一般財源も当然絡んできますから。そうすると一般財源を確保できなければ、幾ら起債をやろうと思ってもできないわけですから、それらを考えて今回、令和4年の予算は組まさせていただきましたので、起債を使えないということではありません。

議長(山田庄一君) 鈴木君。

(3番 鈴木美香君登壇)

3 番(鈴木美香君) 真政区の真政悪戸線というのは、先ほどもずっと申しておりますとおり、みなかみ町の玄関口です。真政区だけが頑張らなくちゃいけないのかなと、すごく思うんです。歴代の地区の役員さんとか、毎年何度も何度も足を運んでいますし、今、町の都市計画に地元が協力してくれるという今を生かさないと手はないと思うんです。後閑区とか町組の皆様から、都市計画道路の入り口が開かないと意味がないという声も聞いています。

それこそ、先ほど、私は真政悪戸線を葉脈に例えましたが、人によって扇の要という言葉いただきました。扇の要とは、扇子の根元にある軸のことです。軸が外れてしまうと

扇子がばらばらになってしまうというので、そこから物事の大事な部分という意味があるそうです。まさに、真政悪戸線は町の大事な部分、扇の要だと思いますが、いかがでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 私も一般の町道と同じだというふうに認識していません。町の本当に幹線道路でありますから、一般の道路よりも優先して整備を進めていかなければならないという認識しております。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） 繰り返しますけれども、しっかりした軸、葉脈である計画された道路が町を支えます。最初の質問で、都市計画道路の目的という質問で、町長は都市の骨格を形成し、安全で安心な都市生活と機能的な都市活動を確保するためとご答弁されました。都市計画道の見直しを繰り返してなお、真政悪戸線の計画が継続とされている意味、必要性、そして速やかな着工と完成が、みなかみ町の描く未来を描くキャンパスになることと思います。この骨組みとも言える真政悪戸線の開通後のみなかみ町を、町はどのように描くおつもりでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 道路ができれば周辺に宅地ができて人が住んでいただけると、町の本当の発展の基礎をつくるものだという認識でいます。やっぱり都市計画として道路を整備したり、公園を整備したり、住環境を整備することによって、人が住んでくれたり集まってくれたりするんだと思います。ですから、町をつくっていく上では一番大事な事業だという認識があります。ですから、今後、順次取り組んでいきたいというふうに思っています。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） 財政難を理由に計画を足踏みすることが、果たして町民のためになるのでしょうか。むしろ、活性化を目指し、動き、地図を描いて、みなかみ町の未来を示し、これ示すというのがすごく大事だと思います。町に来てもらうことが人口を増やす施策につながるのではないのでしょうか。子育てをしてもらうとか、利便性で企業の誘致を促すこと、現存する施設を生かし、統合される新みなかみ中学校が沿道にあることは、これこそこれからのみなかみ町の未来を描くキャンパスの大きなポイントだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 鈴木議員のおっしゃることはよく分かっているつもりなんです。ただ、町も今年が終わればいいわけじゃないです。未来永劫、みなかみ町というのを続けていかなければならいわけです。ですから、令和4年度に200億円の予算を組むわけにはいかないんですよ。そういうことをご理解いただいて、決められた範囲の中で予算を組んで、執行していくのが町長の務めだと思っていますので、現在確保できる予算で組まさせてもらう。真政悪戸線をやらないとか、そんなことは一言も言っていません。これから順次やっ

きますよ。そういう期待で待っていただきたい。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） いきなり200億円を用意しないと造れないというようなことを申して、私も200億円を用意してくださいと言っているわけではありません。この真政悪戸線を開通させるということは町の発展に絶対に無駄じゃないと思うんです、町にとって。そのために目に見えること、できることというのを来年度もぜひ何か動きとして見せていただくこと、それが町民の夢になると思います。

ちょっとあまりしつこいんで、みなかみ町に未来を期待しまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

2つ目の質問。ちょっと長くなっちゃいました、1つ目が。去年、閣議決定された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の使い道です。実は、去年の同じ時期に臨時交付金について同じような質問をさせていただきました。この交付金は、新型コロナウイルス感染症対策として、この2年間で、繰り返し補正予算が組まれ、みなかみ町においても交付金を使ったコロナ対策に第1弾から第3弾まで様々な補助や助成をしてきました。やはりどんな事業においても効果や検証が必要です。まずは、この交付金を使った主立った今までの事業について、検証をしたのかしなかったのか、まずお伺いします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 以前交付された臨時交付金の使い方について検証したかということでありませぬけれども、まだ現在進行中ですので検証はしていません。

今までやってきたことをちょっと説明させていただきますと、令和2年度4月の補正予算で実施いたしました臨時特別商品券事業は、全町民を対象に町内に244店舗で利用できる1万円分の商品券を発行しております。利用された店舗部門は、生活物販が85.5%、飲食が10.3%で、実績といたしましては発行数が1万8,472セットで、交付金充当額は1億8,366万円、商品券換金率は98.4%と多くの利用があり、コロナ禍の町民生活と町内事業者の支援に寄与できたというふうに考えております。

次に、令和2年6月補正予算で実施いたしました特別持続化給付金事業につきましては、対象としたのは令和2年3月31日現在で町内に事業所を有する中小企業者、小規模企業者、または町内に住民登録のある農林漁業者で、交付条件と内容につきましては2つあります。1つ目としては、国の持続化給付金を受給し、かつ給付申請時の減少金額が国の給付上限額を超えている事業者、減少額に応じて法人40万円、個人20万円を限度として給付しております。2つ目としては、国の持続化給付金の要件に準じて、令和2年1月から12月までのいずれか1か月の売上げが前年同月比で30%以上減少した事業者については、法人20万円、個人10万円を限度額として給付を行っております。

実績といたしましては、給付した事業者が641件、交付金充当額は1億7,377万円で、コロナ禍で経営が悪化した事業者の業務継続や雇用の安定に寄与できたと考えております。

令和2年度9月補正のエールみなかみ商品券事業につきましては、町民を対象に町内2

51店舗で利用できるプレミアム商品券として8,000円分の商品券を5,000円で販売をいたしました。利用された店舗部門は、生活物販が89.3%、飲食7.3%で、実績としましては商品券販売数が1万3,070セットで、町民に対する販売率は71.4%、換金率が99.3%、交付金充当額を4,138万円で実施し、町民及び町内事業者の支援に寄与できたと考えております。

このほかに、町内の経済対策として、消費の好循環を目的として、みなかみハートペイ25%プレミアムチャージキャンペーンや、町民及び宿泊、飲食事業者向けの支援対策としてふるさと応援チケット販売事業なども行ってまいりました。

以上です。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） 検証はされていない、現在継続しているものはされていないというお答えだったんですが、今回、交付金額というのが1億6,000万円ということで、去年のこの時期の同じぐらいの金額だったと思います。私はかねてより業種を限定せず、町民が一律で享受できるものとして、さらなる地域券発行で経済の町内循環を望んできました。それは、今も変わりません。

前回、12月一般質問におきまして、私はこの交付金が11月に閣議決定され、町に交付されるということで、エネルギー高騰による町民への臨時給付を求めています。事業の経費、財源を確保し、支出を抑えなくてはいけないぎりぎりのところで公務員の皆様を外しという内容に、皆様に嫌な思いをさせてしまったことは、反省すべき点であります。申し訳ございませんでした。

それでも、みなかみ町として、福祉投入の観点から非課税世帯約1,700世帯への給付が決まり、対象者への申請の案内、クーポン券の配布が速やかに行われております。この場をお借りして、関係者の皆様にご尽力いただきましたこと重ねてお礼申し上げます。

また、利用者さんからは本当にうれしいし助かるとの言葉も、ガソリンスタンドの現場で直接いただいていますことをお伝えさせていただきます。ありがとうございます。

本当に利用者が大変多く、お店で発行しているスタンプカードの利用スタンプを見ると、お店によってそのスタンプが違うんですけども、渋川や前橋を利用している方が初めてお店を利用してくださっているのが、すごく分かったりするんですね。つまり、そちらで安く入れているんじゃないかと、地元のガソリンスタンドを使うきっかけになったりしているところは、このクーポンの効果じゃないのかなと思っております。それは、町に税収が増えるということになると思います。

ほかのスタンドの方にも聞きましたら、お店を知ってもらったとか、町とのつながりを感じる、営業を続ける責任を感じるなど、喜びも言ってくれる一方、やっぱりこの原油高、現場の苦しさも垣間見ることができます。クーポンの発行、願うならば1回5,000円で終わるのではなく、1回のご来店で1枚しか使えないようにしていただき、来店回数を増やすなどで町内経済活性につながるよう、工夫をしていただきたかったと今は思います。これも検証されるべき案件だと思っております。

今回の福祉投入の財源、コロナ対策地方創生臨時交付金を使っていないです。それはどのような理由からでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） それは特に理由はないんですよ。ただ、今回の地方創生臨時交付金1億6,421万7,000円が繰り返し示されていますけれども、この使途の目的は感染拡大防止、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るためということですから、ガソリンや灯油の購入に支援をしても別に問題はないだろう、特に理由はなくて今回はこれは別途考えようということで検証しなかったということです。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） ということは、今回この1億6,000万円というのをを使ってさらなる原油高騰による補助金の可能性もあるということによろしいでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 具体的な事業は今、役場全体で知恵を出し合うとともに、今まで実施してきた交付金事業の効果を検証しながら、さらに有効で効果的な事業の検討を行い、取りまとめていきたいというふうに考えています。また、昨年度と同様に新年度の早い時期に補正予算の成立を目指してまいりたいというふうに思っています。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） この交付金、このコロナ禍で困っている人を対象にというような使途の目的があると思うんですが、今回のクーポン券というのが対象者に申請の手続の案内を送っています。資産がある年金受給者の中には申請をしない人もいるかもしれません。むしろ大学生や浪人生を抱え、納税しながら生活を切り詰めている世帯の方がよほど困っています。町長は前回の一般質問で困っている人に給付するとご答弁されました。困っているかいないかは町が決めることなんでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 困っているか困っていないか決めるのは町が別に決める必要はないと思いますけれども、施策をやっていく上では町が決めなければならないんじゃないでしょうか。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） 今回ウクライナの情勢、先ほどちょっとお昼休みに、1バレル129円と出ていました。前回、一般質問した3か月前より原油先物がさらに高騰しています。町民の皆様から、やっぱり困っているのはみんな同じだよとか、食事はぜいたくしないようにできるけれどもガソリン、灯油だけは節約のしようがないとか、お風呂の回数を減らすことぐらいしかできないという話を聞いています。

例年に比べ低すぎる気温というのは、町民の皆様本当に厳しい状況です。国の施策を待っていると、のんびりしたものではありません。国も様々な対応に時間がかかるから、このように交付金で対応して下さって預けているんだと思います。地方自治体はやっぱ

り町民の声を聞くべきなんです。もちろん、灯油やガソリンを使わないでこの町で生きていけるという、生活できるならほかの施策でいいと思います。国の示す地域実情に応じてきめ細やかに必要な事業の実施を、どのように展開するのかお伺いします。

議長（山田庄一君） 最後の1問だけ答えてください。

町長（鬼頭春二君） 先ほども言いましたけれども、具体的な事業は役場全体で知恵を出し合うとともに、今まで実施してきた交付金事業の効果を検証しながら、さらに有効で効果的な事業の検討を行い、取りまとめていきたいというふうに考えております。

議長（山田庄一君） 鈴木君、時間になりました。30秒でまとめてください。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） これからそれぞれの課から上がってくる施策、町民の今求めているものに近いものであってほしいと願います。

最後に、先般のロシアにおけるウクライナ侵攻の武力行使に断固抗議し、平和的解決とウクライナ在住の全ての人々の安寧なる未来を願い、また避難民の受入れにみなかみ町が積極的に手を挙げてくれることを願ひまして、私からの一般質問を終わりにします。

以上です。ありがとうございました。

議長（山田庄一君） これにて3番鈴木美香君の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

休会の件

議長（山田庄一君） お諮りいたします。

明日3月10日から、17日までの8日間は議案調査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、明日3月10日から17日までの8日間は、休会することに決定されました。

散会

議長（山田庄一君） 以上で本日の議事日程第2号に付された案件は全て終了いたしました。

この後、2時15分から議会全員協議会を開催しますので出席をお願いいたします。

10日には、午前9時より予算連合審査会を開催いたします。

11日には、午後1時より総務文教常任委員会を開催いたします。

14日には、午前9時より厚生常任委員会を開催いたします。

15日には、午前9時より産業観光常任委員会を開催いたします。

16日には、午前9時より議会だより編集特別委員会を開催いたします。

最終日18日は、午前9時より本会議を開きます。
本日は、これにて散会いたします。大変ご苦勞さまでした。

(13時53分 散会)